

知財動向と特許庁施策

特許庁



1

数字で見る知財動向

2

特許庁の施策

(1)審査・審判

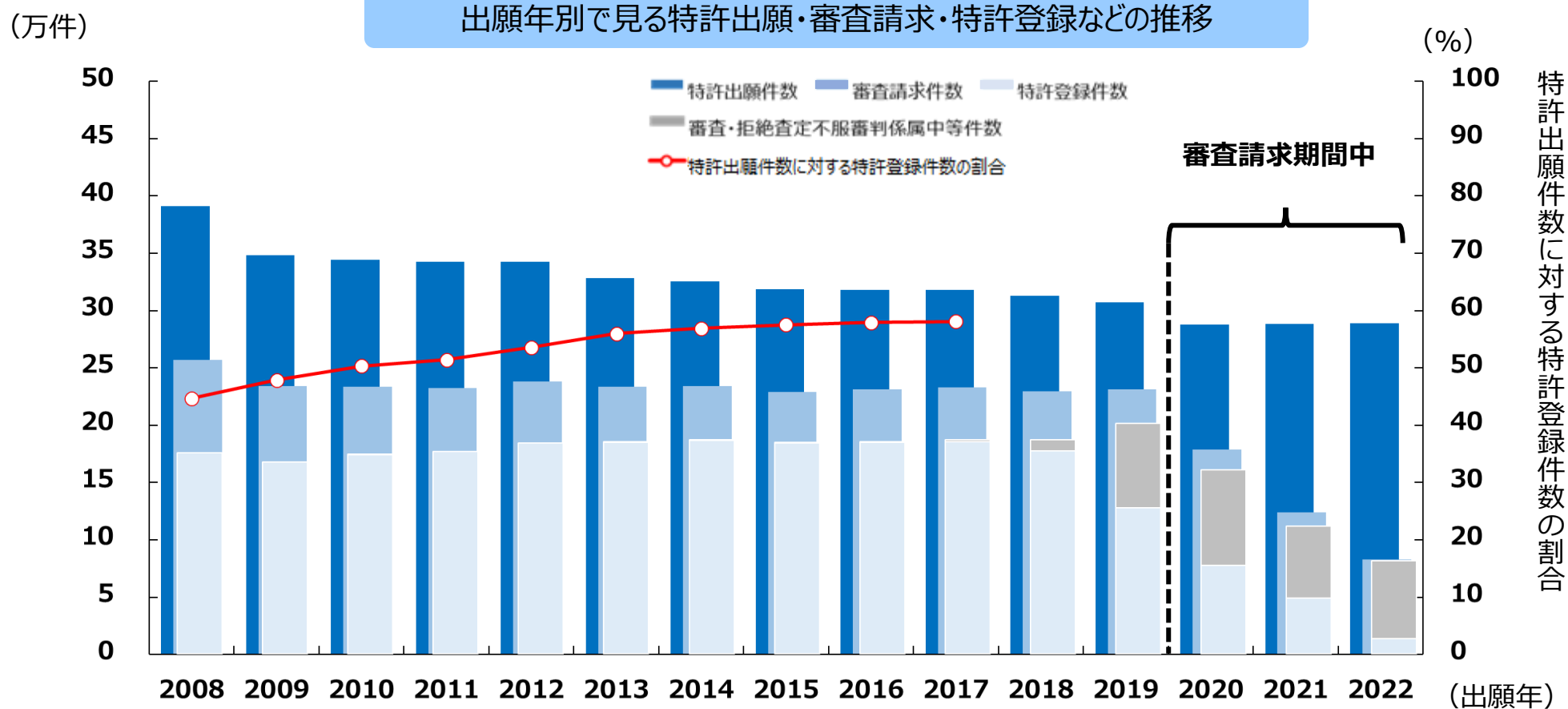
- ① 特許審査に関する施策
- ② 意匠審査に関する施策
- ③ 商標審査に関する施策
- ④ 審判に関する施策

(2)国際的取組

(3)中小・スタートアップ・大学支援

特許出願件数などの推移

- 特許出願件数は2020年以降横ばいで推移。
- 日本の特許登録件数は17万件前後で推移。
- 特許出願件数に対する特許登録件数の割合は増加傾向。

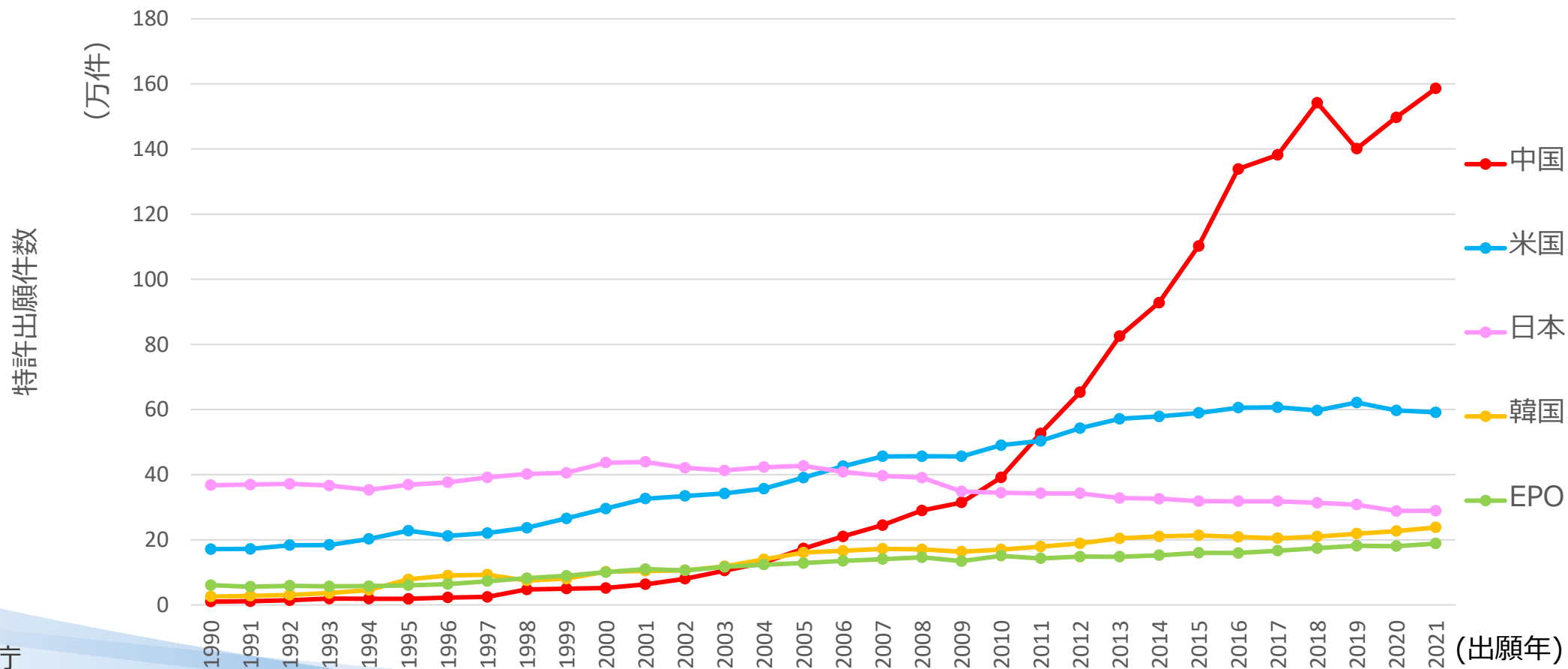


(備考) ・出願年別特許登録件数などは、特許権の存続期間の延長登録の出願の件数は含まれない件数。
 ・出願年別特許登録件数は、2023年4月25日時点での暫定値。
 ・2020年から2022年の出願における出願年別審査請求件数は、2023年4月25日時点での暫定値。
 (出典) ・特許行政年次報告書2023年版

五庁の特許出願件数の長期推移

- 中国の出願件数は2000年代に入って急増、米国は1990年頃から増加傾向で推移。
- 日本は2000年代に入って減少傾向に転じている。韓国、EPOは、1999年頃から微増傾向で推移。

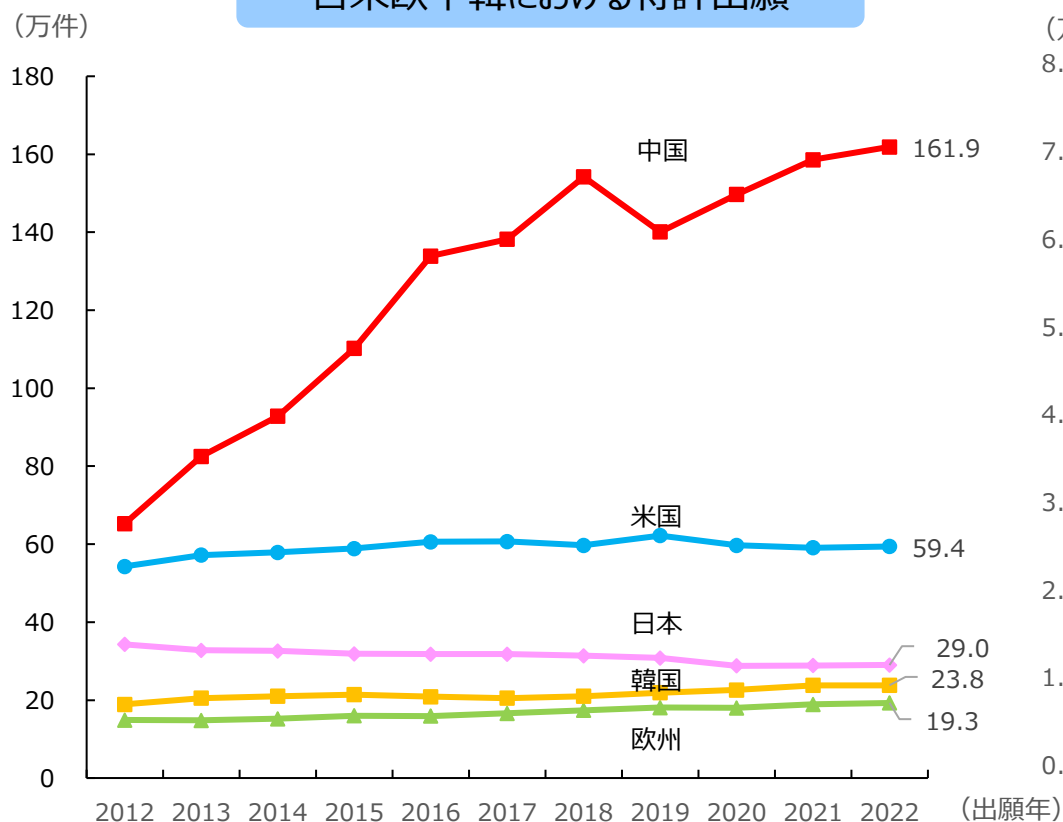
【出願年別】五庁における特許出願件数の推移



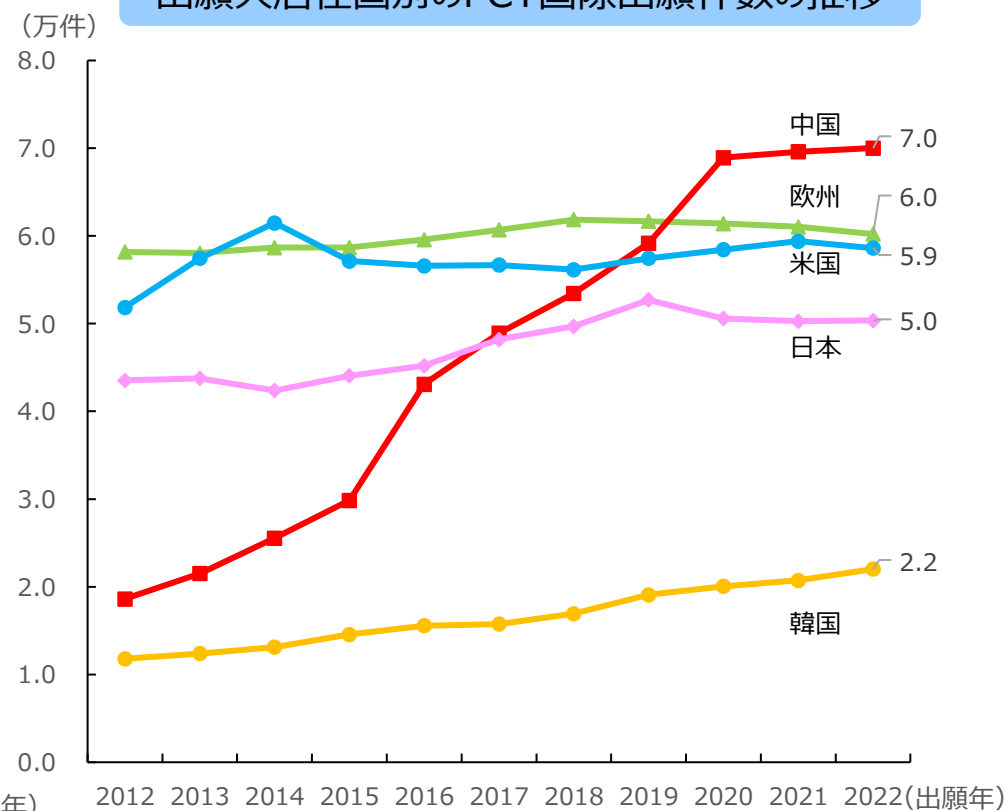
五庁の特許出願件数・PCT出願件数の推移

- 中国における特許出願件数とPCT出願件数は大きく増加し、特許出願件数については米国・日本が続く。
- 日本のPCT国際出願件数は2020年以降減少が見られたものの、5万件前後の高い水準を維持。

日米欧中韓における特許出願



出願人居住国別のPCT国際出願件数の推移

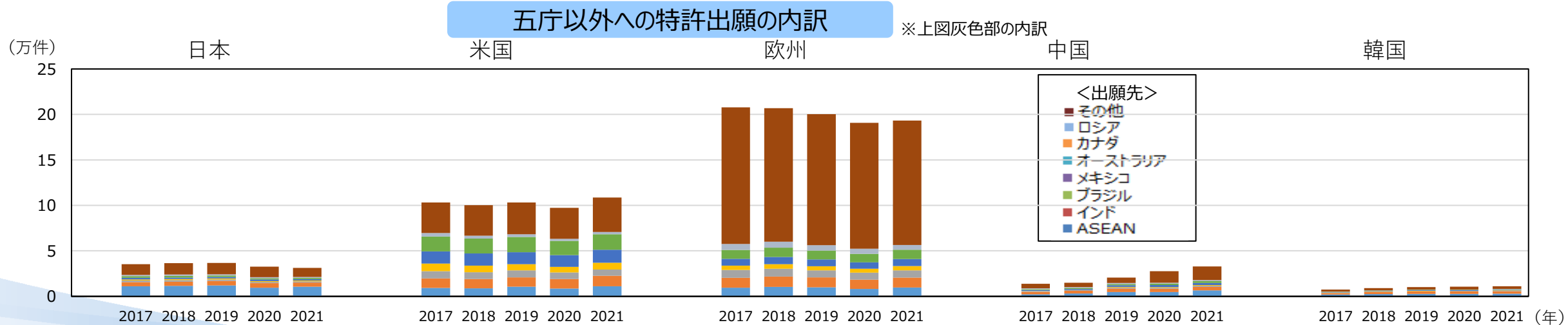
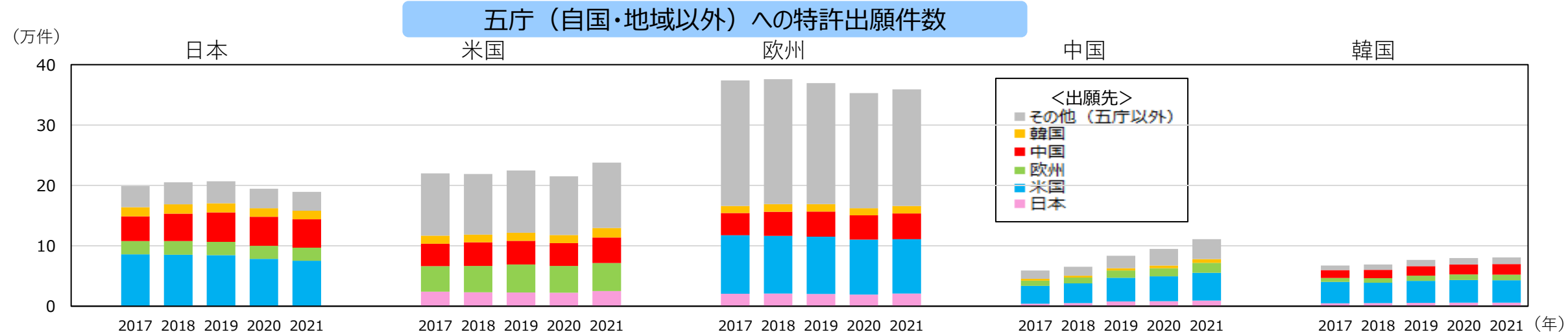


(出典) 日本 特許庁年次報告書 第2部第1章1.
 米国 USPTO提供資料 (2018-2021, 2022年暫定値)
 欧州 EPOウェブサイトPatent Index 2022 (European patent applications)
 中国 CNIPAウェブサイト及びCNIPA Annual Report (2022年暫定値)
 韓国 KIPOウェブサイト及び韓国提供資料 (2022年暫定値)

(出典) WIPO IP Statistics Data Center

海外への特許出願の動向

- 日本から海外への特許出願件数は、近年、20万件前後で推移。
- 欧米と比較すると、日本から日米欧中韓（五庁）以外への特許出願は少ない。



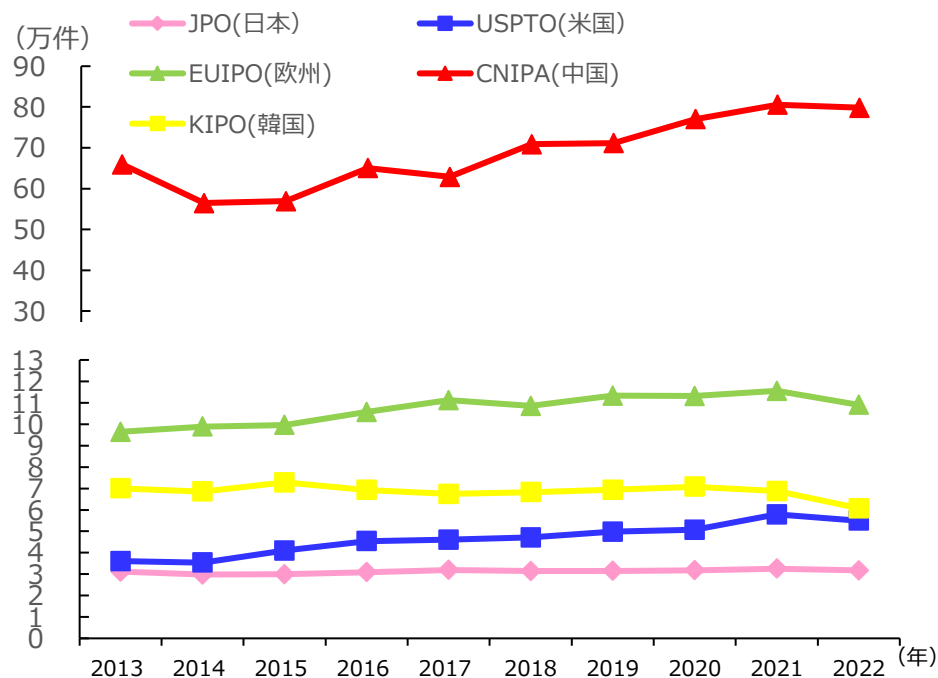
(出典) WIPO IP Statistics Data Center

※その他には、欧州各国の特許庁（例：ドイツ特許商標庁）への出願が含まれる

意匠登録出願動向

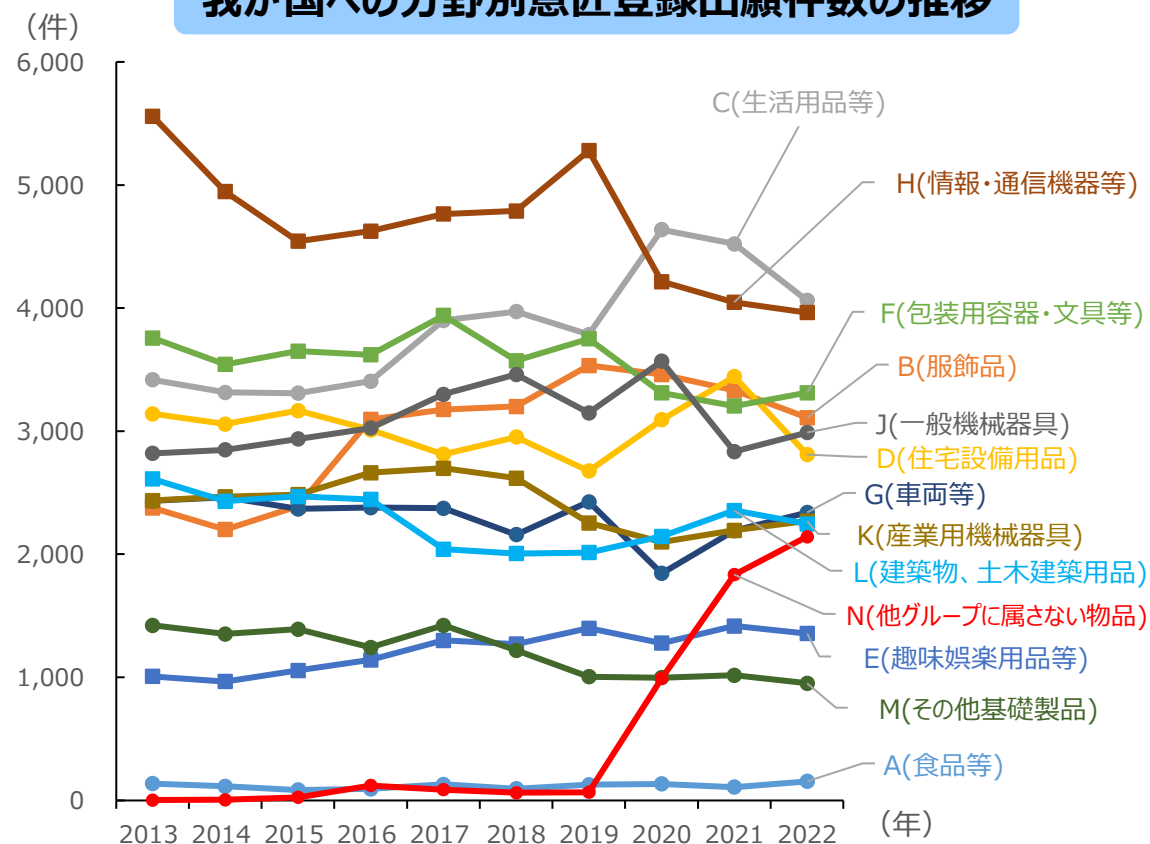
- 日本における意匠登録出願件数は、2010年以降3万件前後で推移。
- 2022年度の一次審査期間は平均6.0か月。
- 分野別では近年、特に画像(N)の増加が顕著。また、2020年以降、コロナ関連物品を含む生活用品など(C)や住宅設備用品(D)が増加したが、徐々に2019年以前の水準に戻りつつある。

日米欧中韓における意匠登録出願



(出典) WIPO IP Statistics Data Center及び各国提供データを基に特許庁作成

我が国への分野別意匠登録出願件数の推移



(備考) ハーグ出願は、当該年に国際公表された国際登録意匠数をカウント
(出典) 2023年3月10日意匠課調べ

意匠の国際登録制度の利用状況

- 我が国と米国のハーグ協定への同時加入（2015年）や中国の加入（2022年）により、意匠の国際登録制度（※）の利用が活発化している。
- 我が国への国際意匠出願件数は、増加傾向にあり、2022年は約3,400件（意匠出願全体の約1割）。

※ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際登録制度。WIPO国際事務局への1つの出願で、複数国（締約国）に同時に出願した場合と同様の効果が得られ、各国への個別の出願に比べ、手続の簡素化や経費の削減をはかることが可能。

ハーグ協定に基づく意匠の国際出願動向

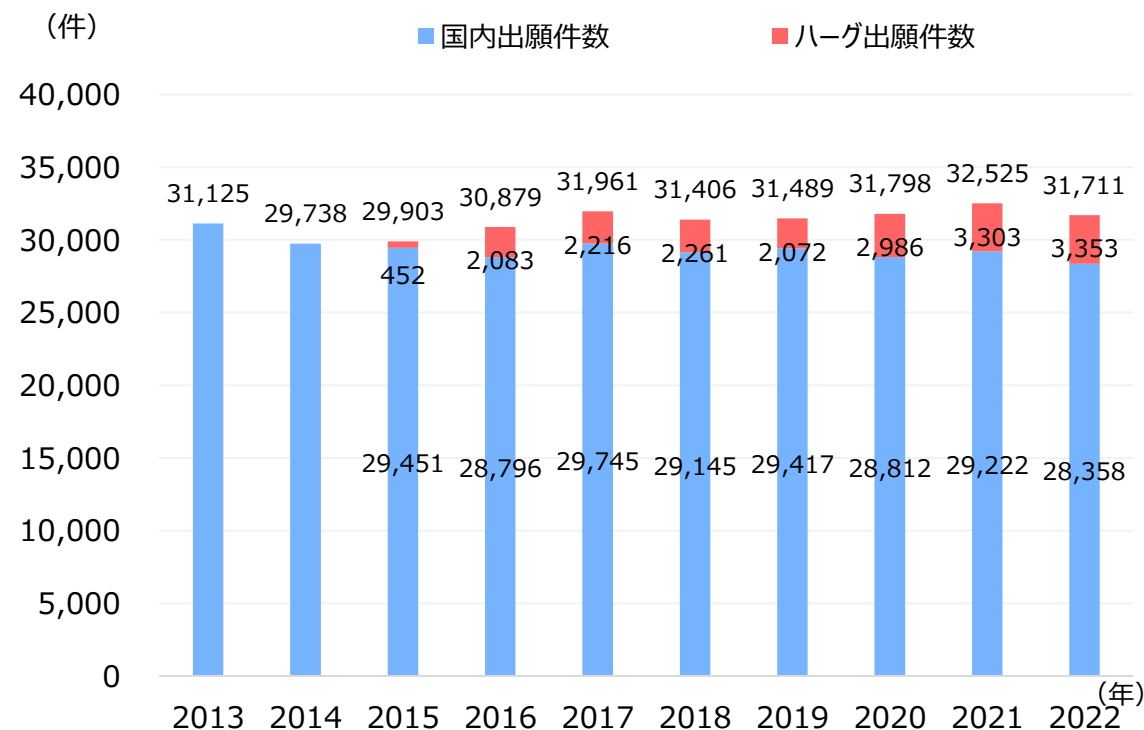


5月に日本、米国において発効

5月に中国において発効

※WIPO IP Statistics Data Centerのデータを元に意匠課作成。

我が国への意匠の出願動向

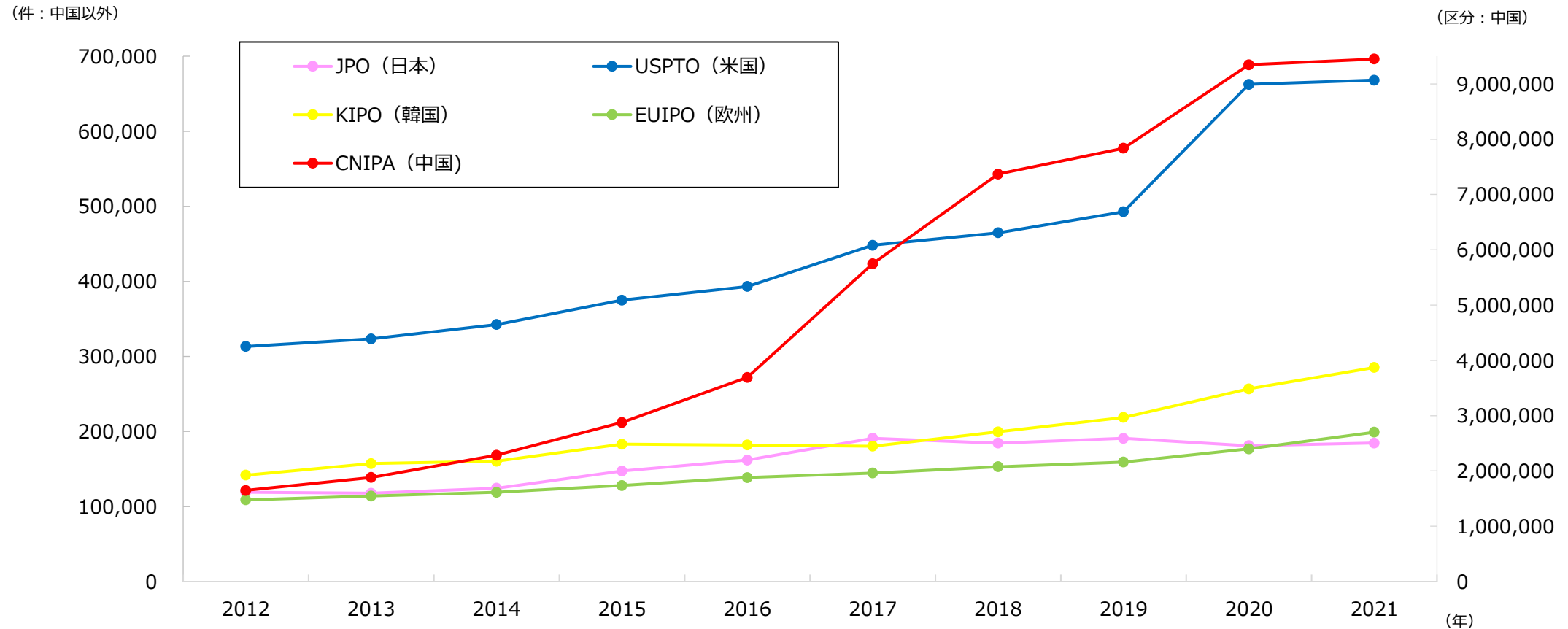


※ハーグ出願は、当該年に国際公表された国際登録意匠数をカウント
※「特許庁ステータスレポート 2023」を元に、意匠課作成

企業の知財活動の現状 商標出願の動向

➤ 世界的に見て、出願は増加から横ばいの傾向。

日米欧中韓における商標出願件数の推移



出典：

日本…特許庁調べ

中国…中国商標戦略年度発展報告（～2017年）及びTM5におけるReport for Common Statistical Indicators（2018年～）を基に特許庁作成

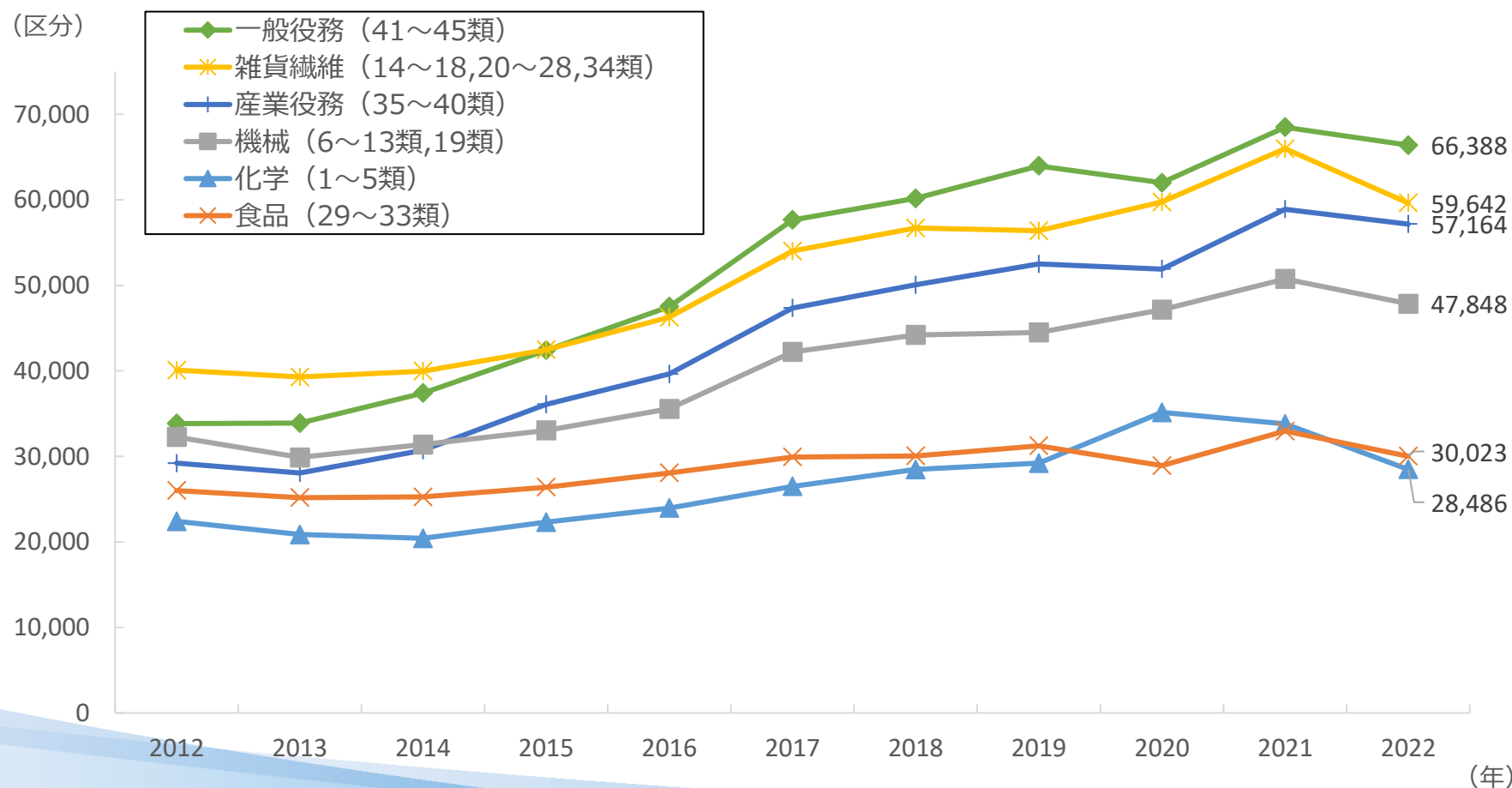
その他…WIPO統計

※中国は件数での公表を行っていないため、数値は区分数（右軸）。

企業の知財活動の現状 商標出願の動向

- 2022年はすべての産業分野において前年と比較すると出願が減少したものの、役務、雑貨、繊維、機械及び食品分野においては、依然として高い水準で推移。
- 他方、化学分野では前年に続き、出願が減少。

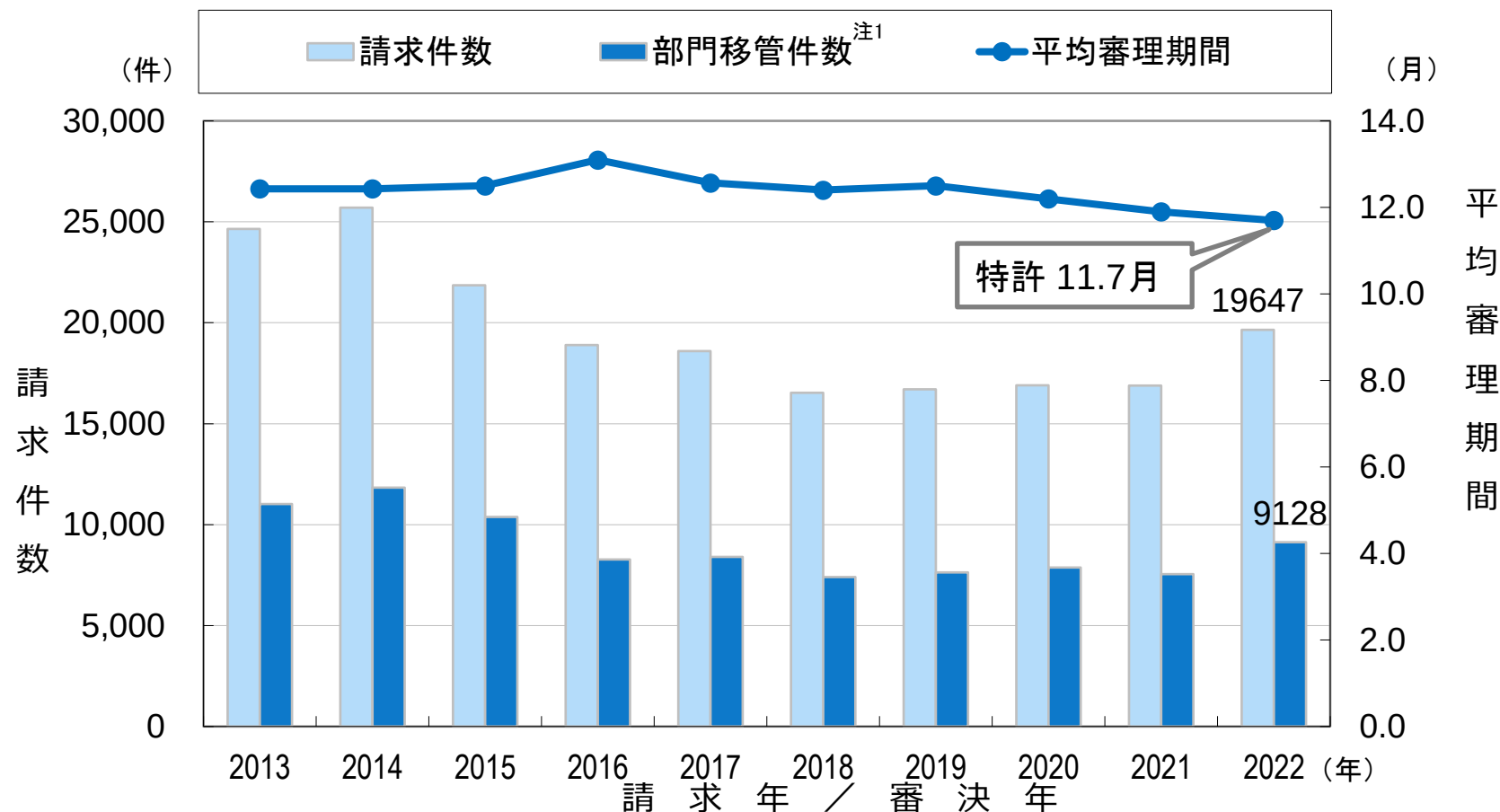
産業分野別出願区分数の推移



※特許庁調べ
※料金未納により出願却下された一部の出願を除く
※国際商標登録出願を除く

拒絶査定不服審判 請求件数と審理期間の動向（特許）

- 特許の請求件数は、近年横ばいであったが、2022年は16.3%増加して、約2万件。
- 2022年の平均審理期間は、特許が11.7か月。



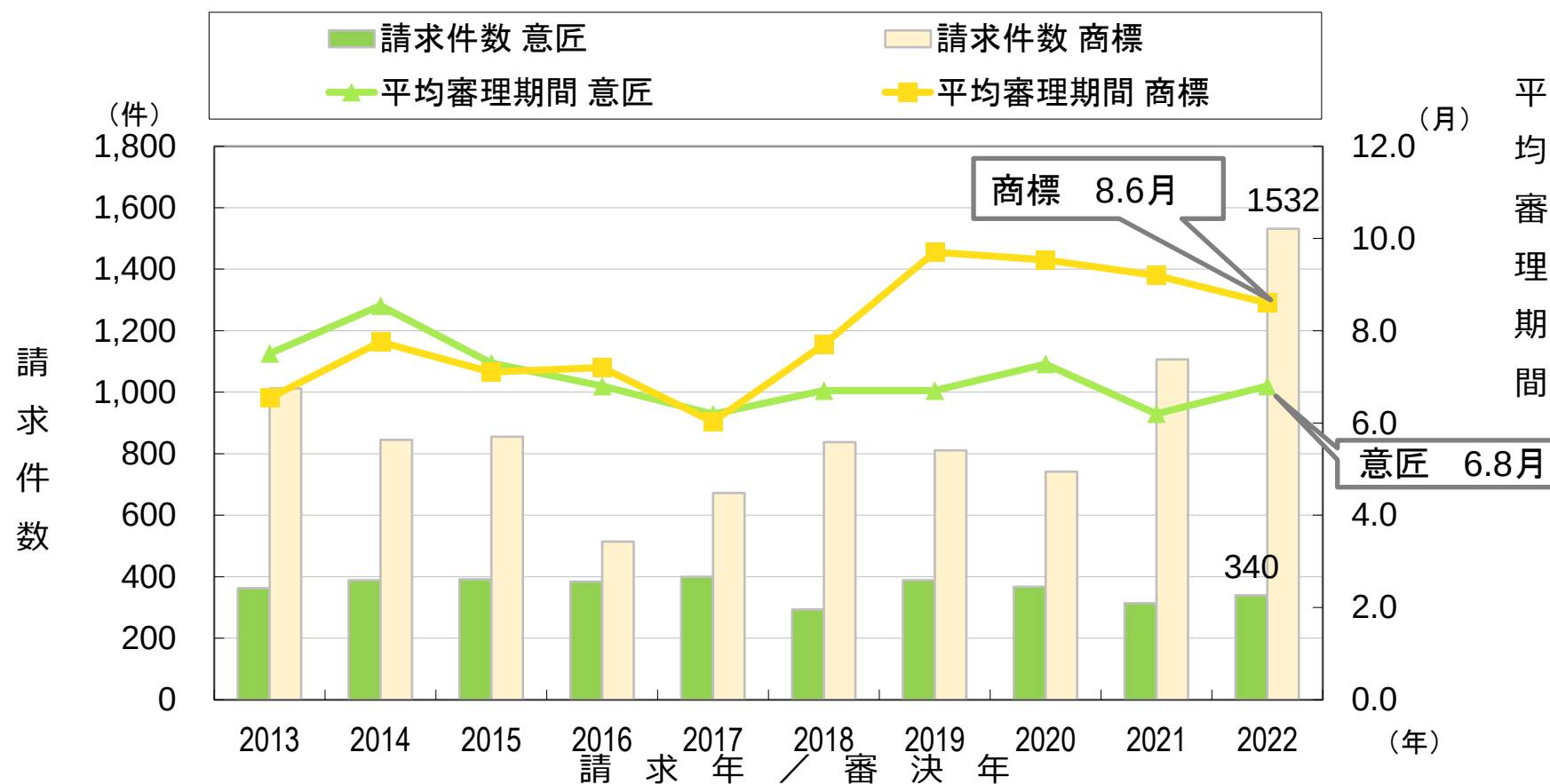
注1：部門移管件数：前置審査を経て審判部に移管された事件

注2：平均審理期間：審判請求日（※）から、審決の発送日、取下げ・放棄の確定日又は却下の発送日までの期間の平均

（※）前置審査に係る事件については審理可能となった日（部門移管日）

拒絶査定不服審判 請求件数と審理期間の動向（意匠・商標）

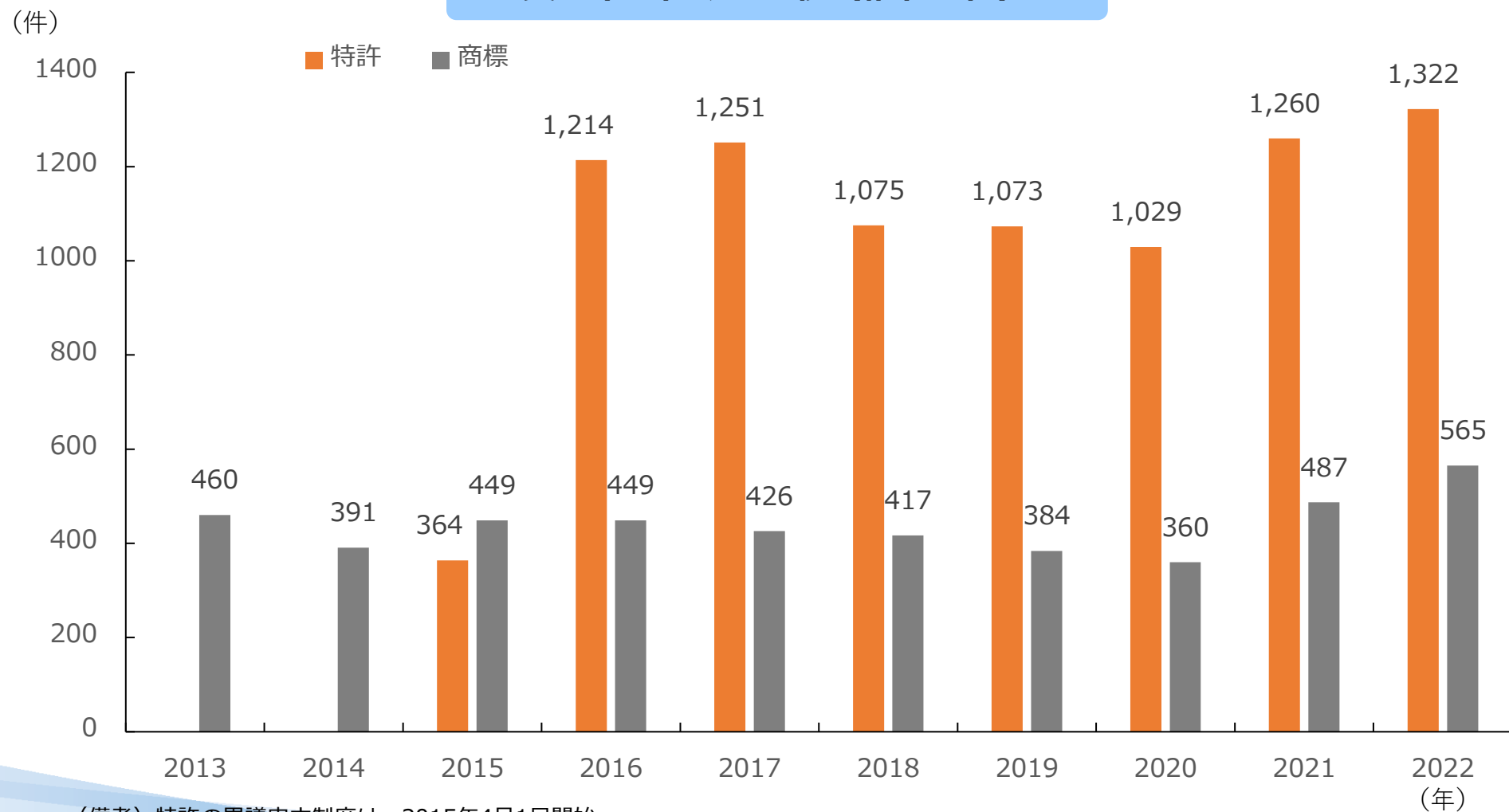
- 意匠の請求件数は、変動はあるが、平均すると約360件。
- 商標の請求件数は、近年増加傾向で、2022年は約1500件。
- 2022年の平均審理期間^注は、意匠が6.8か月、商標が8.6か月。



異議申立件数の推移

- 特許の異議申立件数は1,000件程度で推移、商標の異議申立件数は近年増加傾向。

異議申立件数の推移（権利単位）



1

数字で見る知財動向

2

特許庁の施策

(1)審査・審判

① 特許審査に関する施策

② 意匠審査に関する施策

③ 商標審査に関する施策

④ 審判に関する施策

(2)国際的取組

(3)中小・スタートアップ・大学支援

世界最速の審査

早期審査

- ・特許庁に対する手続は無料
- ・以下の出願が対象

- ① 実施関連出願
- ② 外国関連出願
- ③ 中小企業、個人、大学などの出願 など

※「早期審査に関する事情説明書」の提出が必要

実績 (2022年)

- ・ 20,578件
- ・ 2.3月（一次審査通知までの平均期間）
- ・ 5.3月（権利化までの平均期間）

ユーザーの声



- ・ 事業展開が早い分野で、早期の権利化は商談に有利になる。
- ・ ライフサイクルの短い分野で、早期審査を活用している。

スーパー早期審査

- ・特許庁に対する手続は無料
- ・①、②の両方を満たす出願が対象

- ① 実施関連出願
かつ
- ② 外国関連出願

※「早期審査に関する事情説明書」の提出が必要

実績 (2022年)

- ・ 1,241件
- ・ 0.9月（一次審査通知までの平均期間）
- ・ 2.7月（権利化までの平均期間）

ユーザーの声



上市する前にスーパー早期審査などを活用して特許網を構築するようにしている。

品質管理の三本柱と様々な取組

品質管理の三本柱

質の保証

審査の質の維持・向上のための取組

質の検証

審査の質の把握のための取組

品質管理に対する外部評価

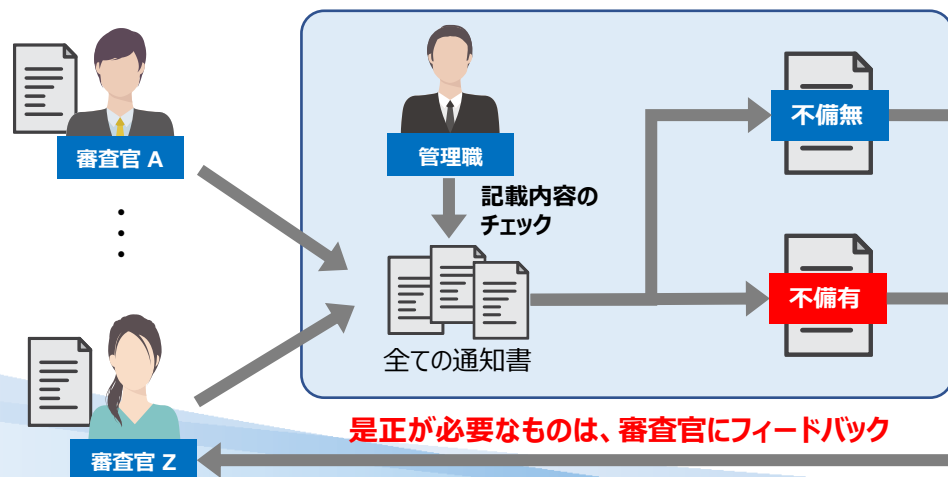
品質管理の取組の一例（協議）

管理職や他分野の審査官などの意見交換・知識共有を通じて、分野を越えた判断の均質化、審査官の能力の向上を図る。（2022年度は約2.4万件実施）



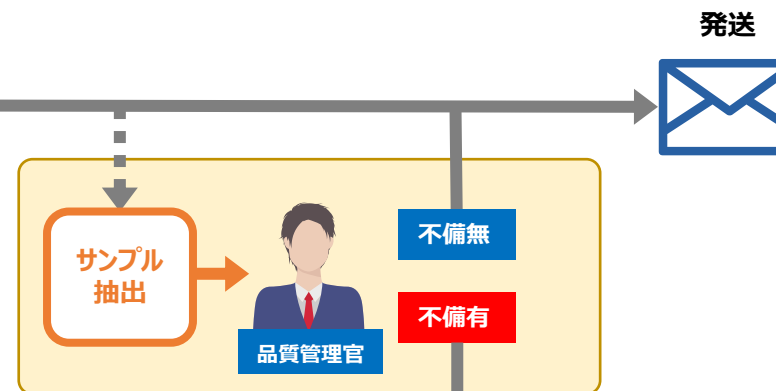
品質管理の取組の一例（管理職によるチェック）

審査官が作成した通知書の確認などを通じた管理職による審査の実体的及び形式的チェック



品質管理の取組の一例（品質監査）

サンプル抽出した案件について、品質管理官が改めてサーチなどを行い、審査の妥当性をチェック



質の検証 [ユーザー評価調査]

■ 特許審査の質についてのユーザー評価調査

- ユーザーの声を把握し、品質管理施策に反映させるため、特許審査の質についてのユーザー評価調査を、2012年度から毎年実施（[特許庁HP](#)にて公表）
- 国内出願における特許審査やPCT出願における国際調査などを対象に、前年度の審査の質に関し、全体及び個別の評価項目について5段階（満足・比較的満足・普通・比較的不満・不満）でユーザーが評価

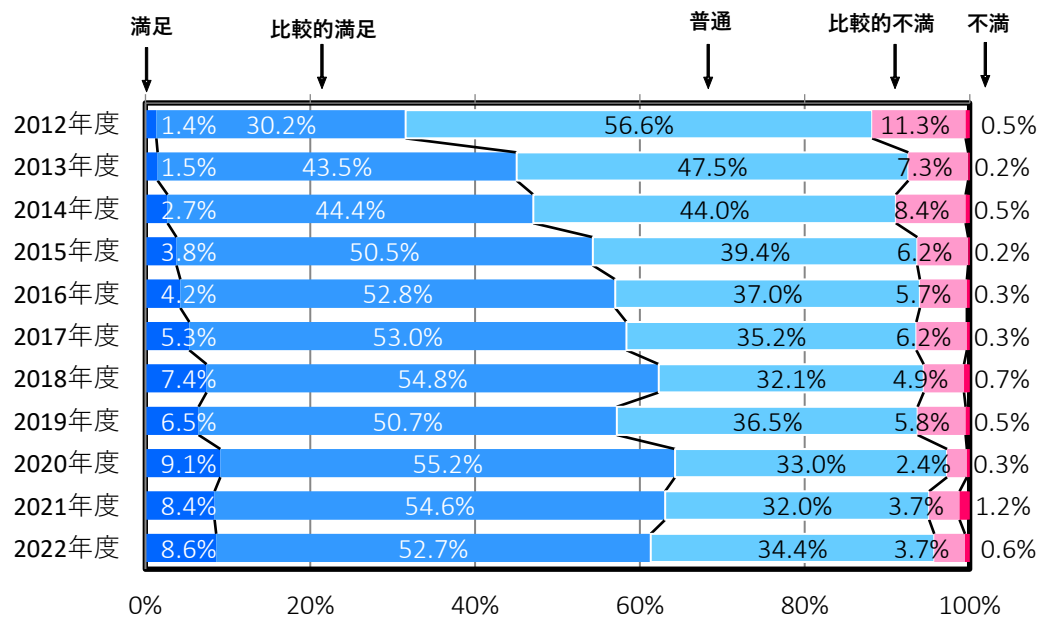


図1. 国内出願における特許審査全般の質についての評価
(全体評価)

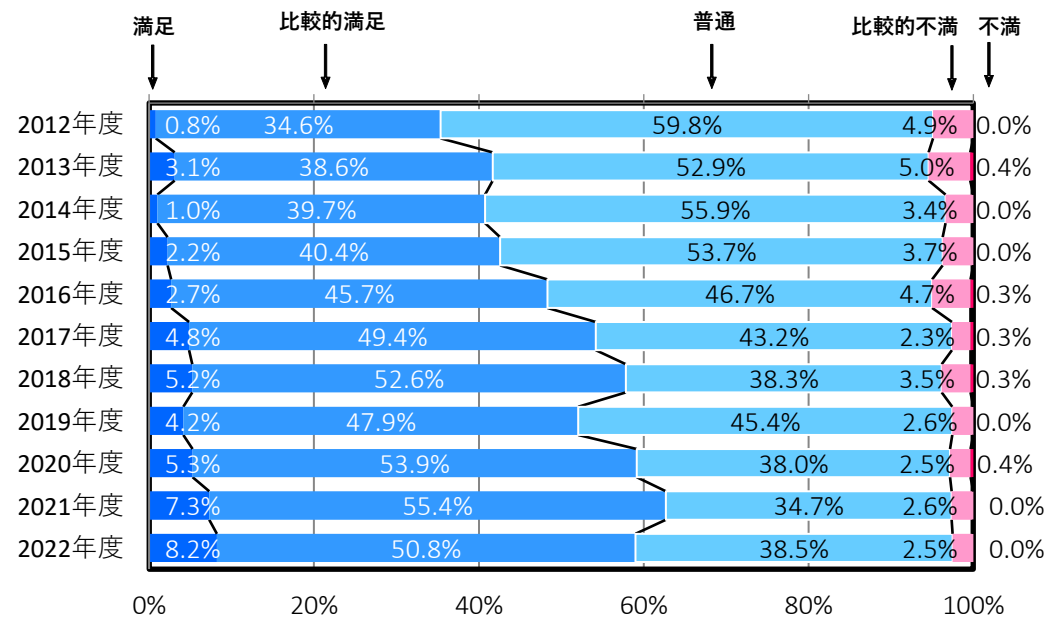


図2. PCT出願における国際調査など全般の質についての評価
(全体評価)

審査官とのコミュニケーション

面接

- ◆ 審査官と直接対話して意思疎通を円滑化。
- ◆ 審査請求（特）／出願（意・商）から審査手続き終了までいつでも要請可能（無料）。
- ◆ 出願人は、電子メールにより補正案などを送付することが可能。
- ◆ 1件の案件から、ご希望日程に柔軟に対応。
- ◆ 面接要請があった場合、審査官は原則全件面接を受諾。

※面接の他、出願人は電話などによる対応の依頼が可能。



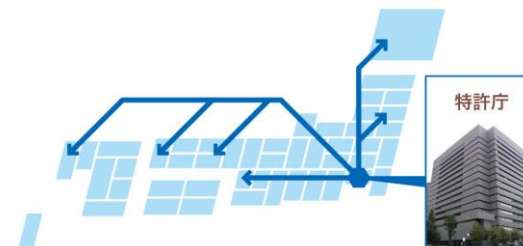
オンライン面接

- ◆ 出願人所有のPCなどから、インターネット回線でオンライン面接審査への参加が可能。
（「Microsoft Teams」使用可）



出張面接（特・意のみ）

- ◆ 出願人の所在地付近での面接が可能。
- ◆ 工場見学も実施することで、説明がより効果的に。
- ◆ INPIT-KANSAIに面接室を設置。



実績(2022年)	特許	意匠	商標
面接件数	1,712	121	54
（うちオンライン）	1,227	54	40
（うち出張）	23	10	-
電話など応対件数	18,772	2,171	5,284

ユーザーの声



- ・ 他社製品との差異の重要性を審査官に伝えられた。
- ・ 審査官の意図を把握しやすい。

事業戦略対応まとめ審査

事業戦略対応まとめ審査

- 事業に関連する複数の出願について分野横断的にまとめて審査を受けることが可能（申請は、2件の出願から可能。）。
- 出願人の望むタイミングでの権利化を支援。
- 特許に加え、意匠・商標の出願もまとめて申請可能。

（例） 電気自動車



ユーザーの声

- 強く広い特許ポートフォリオを迅速かつ効率的に構築できた。
- 意図するタイミングで関連する特許群を権利化できた。

実績（2022年）

- 11件の申請
- 126件の特許出願、
13件の意匠登録出願、
3件の商標登録出願

企業

事業戦略

技術内容

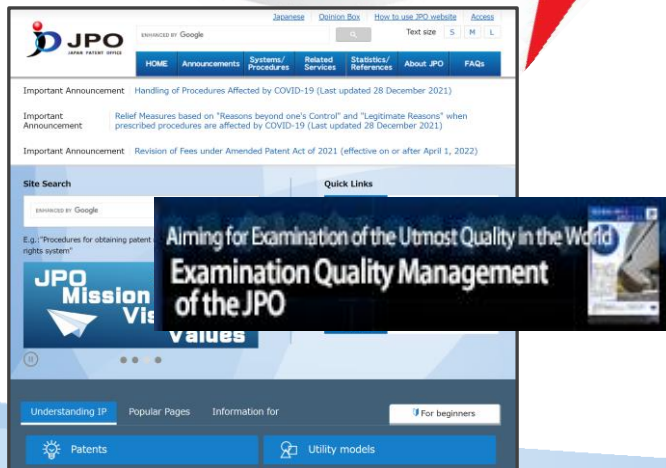
特許庁

各技術分野の審査官による協議



JPOの審査手法

JPOの品質管理



五庁会合

fiveIPoffices

European Patent Office /// Japan Patent Office ///
Korean Intellectual Property Office /// State Intellectual
Property Office of the People's Republic of China ///
United States Patent and Trademark Office

PCT国際機関会合



各国・地域の特許庁

- 審査官派遣／受入
- 品質管理の実務者派遣／受入
- 案件を利用した共同分析
- 新興国審査官向けの研修

など

標準必須特許への取組(標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き)

- ライセンス交渉の円滑化や紛争解決の迅速化のため、標準必須特許に不慣れな当事者にもわかりやすくて確かな情報を提供すべく、**2018年6月に「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」を公表。**
- 2018年以降の各国の裁判例の蓄積や異業種間での紛争の表面化、政府機関の動向などを踏まえて、**2022年6月に「手引き」改訂版を公表。**
- **“生きた”手引きであり続けるよう、開かれた、透明性の高い手続で、随時見直し。**

I. 手引きの目的

■ 内外の裁判例や実務などの動向を踏まえ、ライセンス交渉を巡る論点をできるだけ客観的に整理

- どう行動すれば、「誠実に交渉している」と認められやすいか説明
- 規範を設定しようとするものではなく、法的拘束力を持つものでもない
- FRAND宣言された特許が対象

II. ライセンス交渉の進め方

A. 誠実性

- 各交渉段階で特許権者と実施者のそれぞれがとるべき対応
- 不誠実な行為の具体例

B. 効率性

- 交渉の効率性に係る考慮要素
- サプライチェーンの中で誰がライセンス契約の締結主体となるべきか

III. ロイヤルティの算定方法

A. 合理的なロイヤルティ

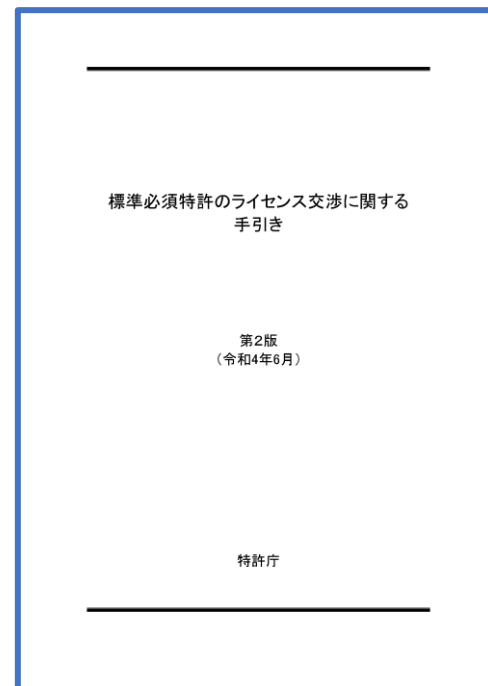
- 算定の基礎をどのように決定すべきか
- 料率をどのように決定すべきか

B. 非差別的なロイヤルティ

- 用途に応じてライセンスの料率や額を変えることは差別的か

C. その他の考慮要素

- ロイヤルティの支払い方法



https://www.jpo.go.jp/support/general/se_portal/index.html

1

数字で見る知財動向

2

特許庁の施策

(1)審査・審判

- ① 特許審査に関する施策
- ② 意匠審査に関する施策
- ③ 商標審査に関する施策
- ④ 審判に関する施策

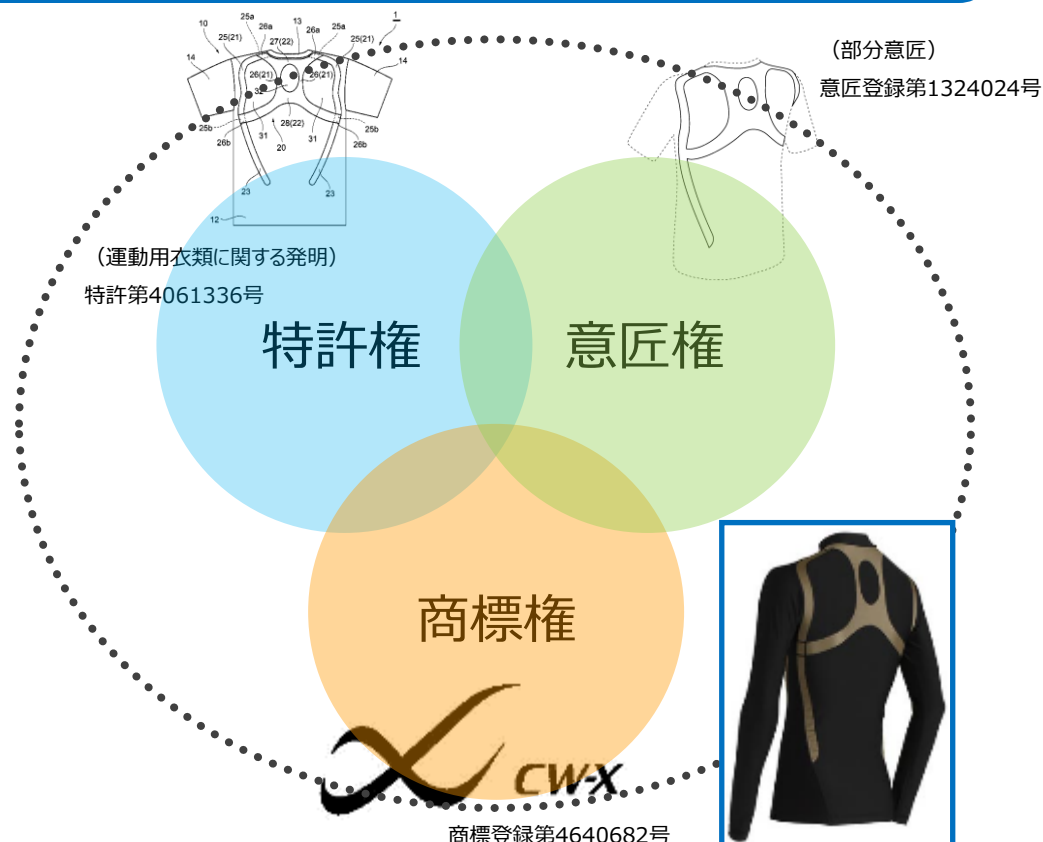
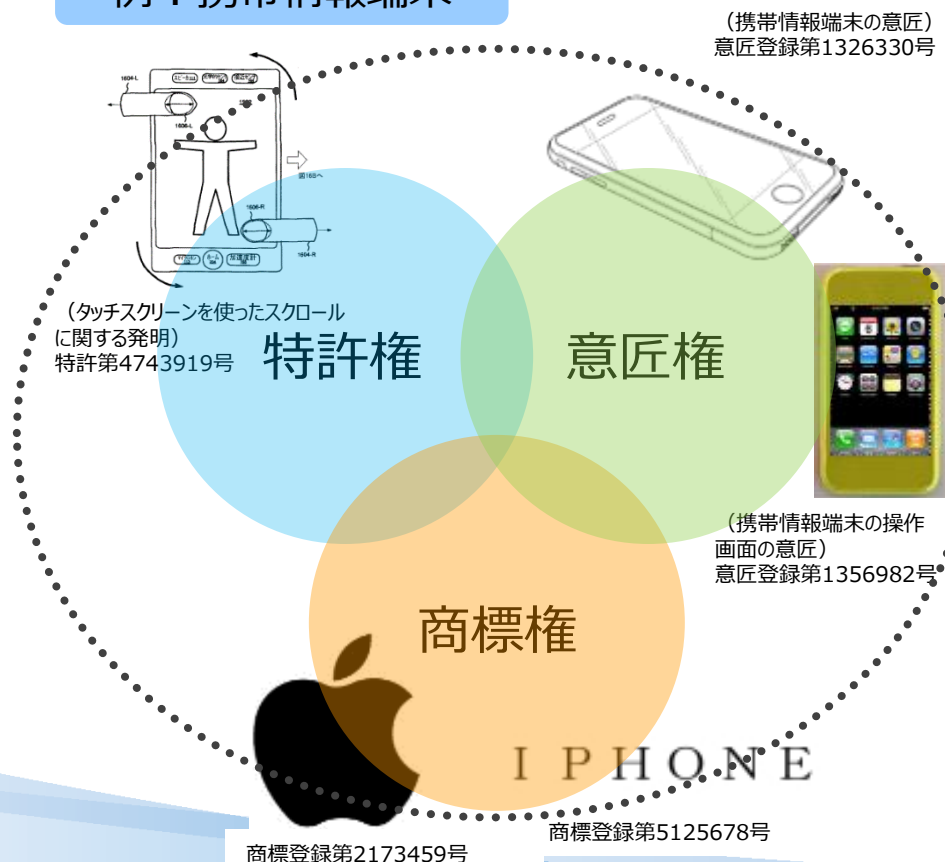
(2)国際的取組

(3)中小・スタートアップ・大学支援

企業の知財活動の現状 知財の複合的保護

- グローバル競争において、従来の技術優位の競争から、デザイン・ブランドによる差別化の重要性が高まっている。
- 権利保護においても、特許に加えて、付加価値や差別化の源泉となるデザインやブランドの要素を意匠権や商標権を活用して複合的に保護することが、ますます重要。

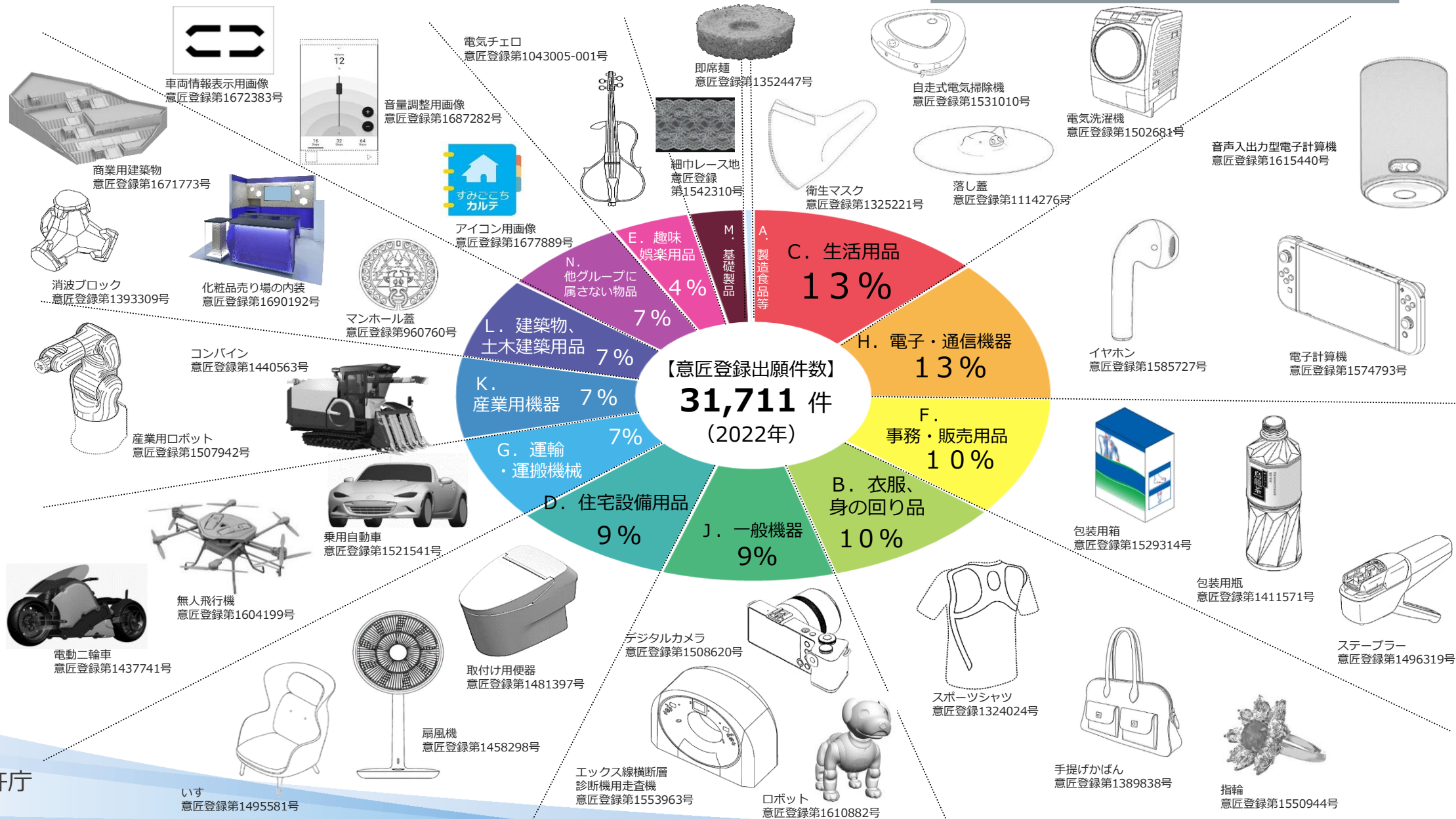
例：携帯情報端末



例：スポーツウェア

スポーツウェア CW-X (実施品)
(写真：株式会社ワコールより提供)

意匠法で保護される身の回りの製品デザイン

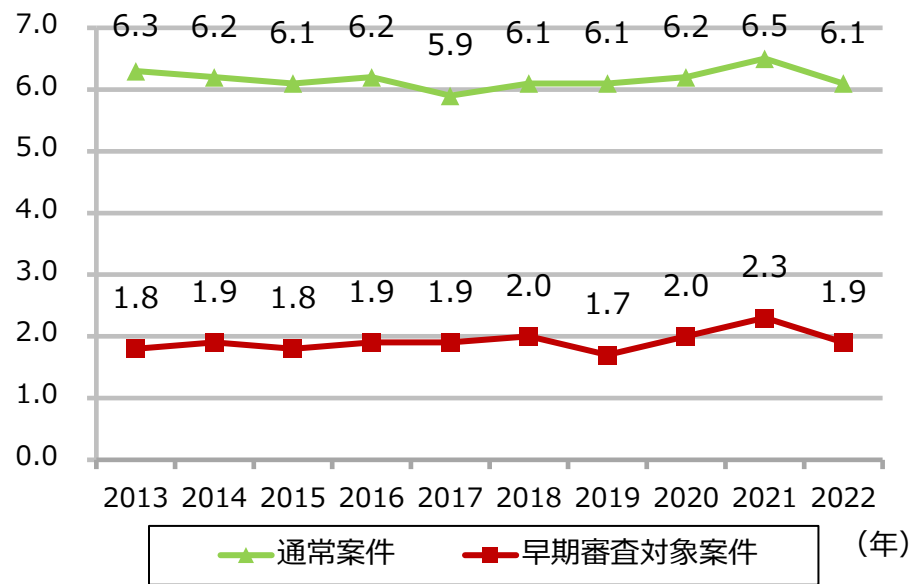


意匠の早期審査

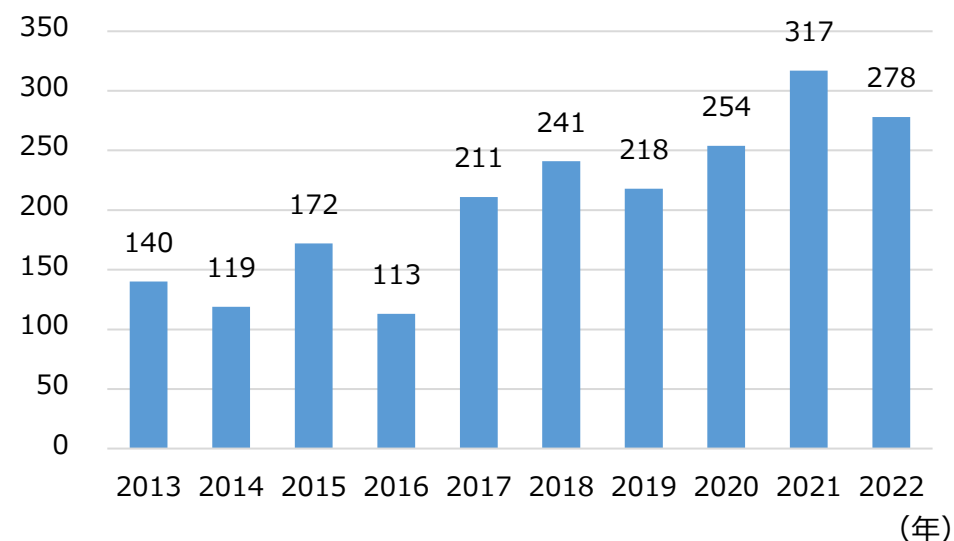
- 意匠の早期保護のニーズに応えるべく、権利化について緊急性を要する実施関連出願や外国関連出願などについて、出願人からの申出に基づき、早期審査を実施。
- 早期審査の対象となった案件については、早期審査の申出から平均2か月程度、模倣品対策のための早期審査の場合は原則1か月以内に一次審査結果を通知。

(特許庁HP) <https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/soki/isyousoukisinri.html>

平均FA期間



早期審査申出件数



事例から学ぶ 意匠制度活用ガイド

- 意匠制度の概要と活用事例を紹介するガイド。特許庁HPにウェブ版（PDF）を掲載。
- 意匠権に期待される効果に着目し、大企業・中小企業・デザイナー・大学・研究機関など、様々な立場の意匠制度ユーザーの事例を紹介。
- 事例マトリクスでは、意匠権に期待される効果を類型化し、事例ごとに各ユーザーが意匠権のどのような効果に期待しているかを可視化。



事例マトリクス

Chapter 2 では、大企業、中小企業からデザイナー、大学・研究機関、弁護士まで、様々な立場の意匠権ユーザーによる意匠制度活用事例（22事例）を紹介しています。

このページの「事例マトリクス」は、紹介する事例の中で、各ユーザーが、意匠権に期待する主な効果（*）に丸印を付けて整理したものです。

意匠権に期待される効果と意匠権ユーザーの属性などに応じて事例を探す際にご利用ください。

○ --- 意匠権に期待する効果（各事例ページでは薄い色のアイコンで表示）
● --- 事例の中で着目している意匠権に期待する効果（各事例ページでは濃い色のアイコンで表示）

ユーザー	事例番号	事例名	効果	意匠権に期待する主な効果					意匠権の特性
				ビジネスを守る	ビジネスを拡大させる	価値を高める	意匠権の特性	意匠権の特性	
大企業	1	株式会社日立製作所	デザイン権限の強化が企業ブランドを支える	○	●	○	○	○	○
	2	トヨタ自動車株式会社	製品の価値を高め、競争力を向上させる	○	●	○	○	○	○
	3	トヨタ自動車株式会社	製品の価値を高め、競争力を向上させる	○	●	○	○	○	○
	4	株式会社ホンダアクセス	意匠権がデザイン権限の強化に貢献する	○	●	○	○	○	○
	5	三菱電機株式会社	デザインが製品の価値を高める	○	●	○	○	○	○
中小企業	6	株式会社ワコール	意匠権が製品の価値を高める	○	●	○	○	○	○
	7	株式会社アール・シー・デザイン	意匠権が製品の価値を高める	○	●	○	○	○	○
	8	株式会社アール・シー・デザイン	意匠権が製品の価値を高める	○	●	○	○	○	○
	9	株式会社アール・シー・デザイン	意匠権が製品の価値を高める	○	●	○	○	○	○
	10	株式会社アール・シー・デザイン	意匠権が製品の価値を高める	○	●	○	○	○	○
デザイナー	11	株式会社アール・シー・デザイン	意匠権が製品の価値を高める	○	●	○	○	○	○
	12	株式会社アール・シー・デザイン	意匠権が製品の価値を高める	○	●	○	○	○	○
	13	株式会社アール・シー・デザイン	意匠権が製品の価値を高める	○	●	○	○	○	○
	14	株式会社アール・シー・デザイン	意匠権が製品の価値を高める	○	●	○	○	○	○
	15	株式会社アール・シー・デザイン	意匠権が製品の価値を高める	○	●	○	○	○	○
大学・研究機関	16	株式会社アール・シー・デザイン	意匠権が製品の価値を高める	○	●	○	○	○	○
	17	株式会社アール・シー・デザイン	意匠権が製品の価値を高める	○	●	○	○	○	○
	18	株式会社アール・シー・デザイン	意匠権が製品の価値を高める	○	●	○	○	○	○
	19	株式会社アール・シー・デザイン	意匠権が製品の価値を高める	○	●	○	○	○	○
	20	株式会社アール・シー・デザイン	意匠権が製品の価値を高める	○	●	○	○	○	○

みんなの意匠権 十人十色のつかいかた

- **意匠制度初心者向けのガイドブック（冊子版・電子版あり）**
- **2022年3月公表**
- **4コマ漫画で分かる効果的な活用方法をはじめ
意匠制度の基本から出願手続の概要までを1冊でご紹介！**
- **初めて意匠制度に触れる方・意匠制度をより効果的に活用したい方
他の産業財産制度ほど意匠制度に精通していない方 におすすめ**



冊子版のご請求は
特許庁 意匠課 企画調査班 まで
PA1530@jpo.go.jp

PDF版はこちらから →
https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/minnano_ishoken.html



1

数字で見る知財動向

2

特許庁の施策

(1)審査・審判

- ① 特許審査に関する施策
- ② 意匠審査に関する施策
- ③ 商標審査に関する施策
- ④ 審判に関する施策

(2)国際的取組

(3)中小・スタートアップ・大学支援

商標制度をとりまく現状 ①新しいタイプの商標の保護

- 2015年4月から、音や色彩といった新しいタイプの商標も登録可能に。
言語を超えたブランドメッセージを保護し、企業の多様なブランド戦略を支援することが目的。

新しいタイプの商標 の出願・登録状況

(2023年7月4日時点特許庁調べ)

	合計	タイプ別内訳				
		音	色彩	位置	動き	ホログラム
出願件数	2,156	735	563	593	244	21
登録件数	706	355	9	140	186	16

音商標

音楽、音声、自然音などからなる商標であり、聴覚で認識される商標
(例:CMなどに使われるサウンドロゴやパソコンの起動音など)



登録第5804299号
権利者：久光製薬(株)

色彩のみからなる商標

単色又は複数の色彩の組合せのみからなる商標
(例:商品の包装紙や広告用の看板に使用される色彩など)
*これまでの図形などと色彩が結合したものではない商標



登録第5930334号
権利者：(株)トンボ鉛筆



登録第5933289号
権利者：(株)セブン-イレブンジャパン



位置商標

文字や図形などの標章を商品などに付す位置が特定される商標



登録第6034112号
日清食品ホールディングス株式会社

動き商標

文字や図形などが時間の経過に伴って変化する商標
(例:テレビやコンピューター画面などに映し出される変化する文字や図形など)



登録第5804316号
権利者：(株)ワコール

ホログラム商標

文字や図形などがホログラフィーその他の方法により変化する商標
(例:見る角度によって変化して見える文字や図形など)



登録第5804315号
権利者：三井住友カード(株)

商標制度をとりまく現状 ②商品・役務サポートツールの提供

- 2023年3月から、出願人による明確な指定商品又は指定役務の表示に基づいた出願を推奨すべく、明確な指定商品又は指定役務の表示として特許庁が公表している商品・役務を簡易に検索・確認できる「商品・役務サポートツール」をユーザーに提供。
- 同ツールにより、出願人の以下作業を大幅に簡素化。
 - (1) 明確な指定商品又は指定役務の表示として特許庁が公表している商品・役務を検索
 - (2) 入力した商品・役務が、特許庁が公表している商品・役務と一致しているか否かの確認

商品・役務サポートツール

いちから商品・役務を指定したい方は

商品・役務名検索ツール

すでに指定商品・指定役務をお決めの方は

指定商品・指定役務判定ツール

～お知らせ～

ファストトラック審査運用の休止に伴い、「ファストトラック審査サポートツール」は「商品・役務サポートツール」にリニューアルしました。

現時点で本ツールでは、「類似商品・役務審査基準」、「商標法施行規則」又は「商品・サービス国際分類表（ニース分類）」に掲載の商品・役務名を検索・判定することができます。

商標制度をとりまく現状 ③拒絶理由のかからない出願促進

- 不要な拒絶理由は、出願人にとっては権利化遅延、特許庁にとって審査負担増加となる。
- 商標出願前の以下項目の確認により、不要な拒絶理由の回避は可能。

1. 3条1項柱書き（使用の意思）

- ✓ 使用予定のある商品・役務のみ指定（不使用商標対策及びサーチ範囲の縮減）
- ✓ 「資格を証する書面」（資格が必要な指定役務）又は「商標の使用（使用意思）」及び「事業予定」の事前提出

2. 3条1項各号（識別性）

- ✓ 識別性の弱い商標の出願精査（審査負担軽減）

3. 4条1項11号（先願）

- ✓ 出願前の先願サーチを徹底し、抵触する商品・役務を出願時に回避（サーチ範囲の縮減、拒絶理由回避）
- ✓ 登録商標の権利者と出願人名義の統一（拒絶理由回避）

4. 4条1項16号（品質誤認）

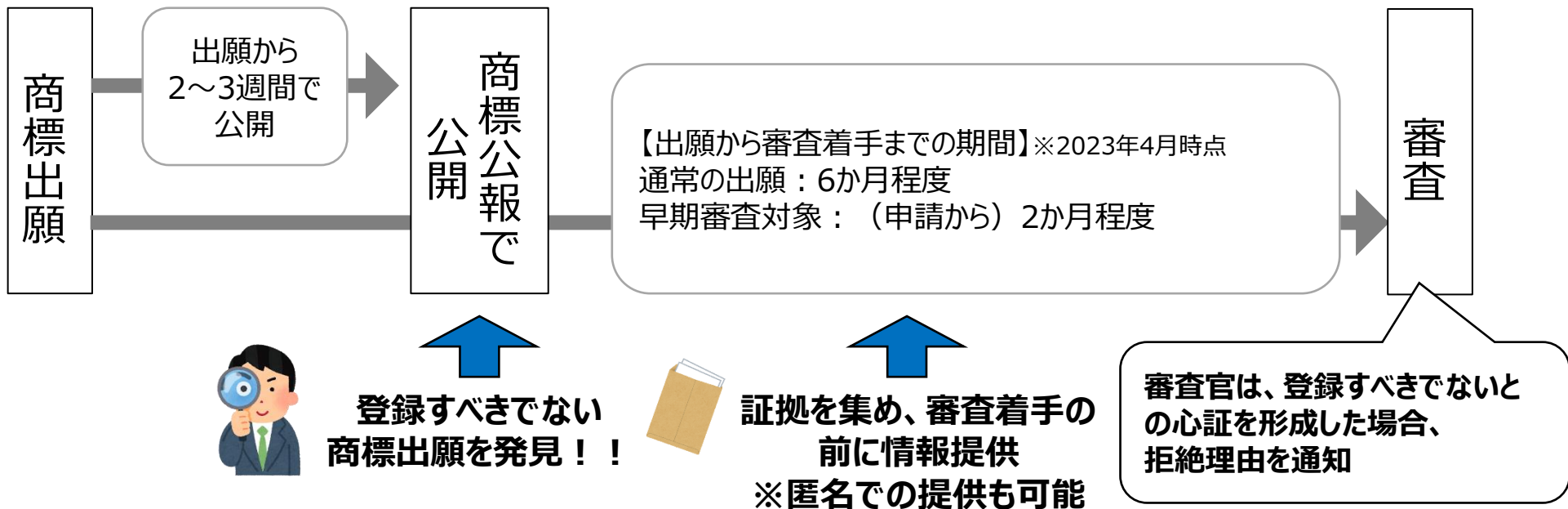
- ✓ 出願時に指定商品・指定役務の表示を限定（拒絶理由回避）

5. 6条（商品・役務）

- ✓ 類似商品・役務審査基準等に基づく出願推奨（審査負担軽減）
- ✓ 上申書等による事前の商品・役務の説明（拒絶理由回避）

商標制度をとりまく現状 ④情報提供制度

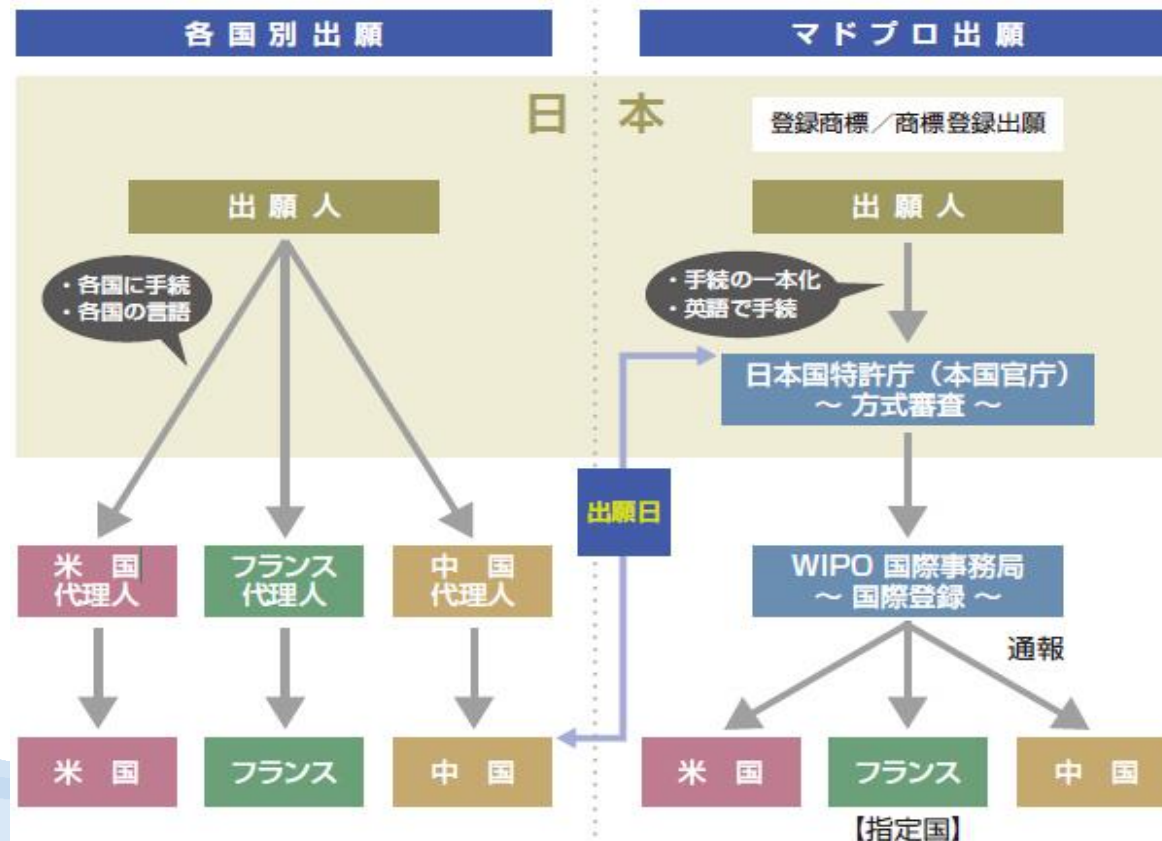
- 情報提供制度は、公衆に審査官の判断に対する意見を提出する機会を提供するために設けられている制度（商標法施行規則第19条）。
- 年間の利用件数は600～1000件程度。情報提供された出願の6割程度が拒絶査定。
- 業界における専門用語、取引の実情、商標の周知性に関する資料は、審査官の職権調査のみでは限界があるため、企業側が有するこうした審査に有益な情報の提供を受けることで、審査の質の維持・向上に加え、調査に要するコストを低減し、審査の効率化に寄与。



商標制度をとりまく現状 ⑤マドリッド協定議定書

- 本国官庁(各国知財庁)での商標出願又は登録に基づいて国際出願を行い、WIPO国際事務局において国際登録を受けることにより、複数の指定国(同盟国)において、商標の保護を取得し、維持・管理することを可能とする仕組み。
- 同盟国数は2023年8月1日現在で114カ国*。我が国では2000年3月14日に効力が発生。

*ただし、日本は北朝鮮を国として認めていない



マドプロ出願のメリット

- ①経費削減
- ②出願手続の簡素化
- ③権利管理の簡便化(一括管理)
- ④迅速な審査(拒絶通報期間の制限)
- ⑤締約国の事後指定により保護の拡張が容易

商標制度をとりまく現状 ⑥商標活用ガイドの作成

- 「事例から学ぶ 商標活用ガイド」を作成し、特許庁HPで公開（2019年3月）。
- 商標だけに特化して、ビジネス目線で掘り下げた、特許庁「初」の商標活用事例集。
- ビジネスにおける活用方法や権利化のメリットなどを、実際の事例（中小企業が中心）を通じて紹介すると共に、商標制度の概要についても学んでもらえる内容。



一部抜粋

1 実はあなたも商標ユーザー?!

早速ですが、問題です。
あなたは事業をするにあたり、以下のようなことを行っていますか？

- ☐ オリジナルの**商品名**をつけた商品を製造・販売している
- ☐ オリジナルの**サービス名**をつけてサービスを提供している
- ☐ 看板やホームページに会社の**ロゴマーク**を表示している

1つでも当てはまった方、正真正正の商標ユーザーです!!

「商標」は、事業者等が、自分の取り扱う商品・サービスを他人のものとは区別するために使用する文字や図形等のマークです。

商標を戦略的に活用することにより、ビジネスの強い武器になる可能性も！
是非、商標の「ちから」を信じて、活用してください！

例：ほとんど売れていなかった商品の**商品名**を親しみやすいものに変更！

あ、なんか面白い名前！

社内に一斉に！
社員のモチベーションアップ！

売り場で
目に留めてもらえるように！
(名前だけで他社製品と差別化)

このブランドを
有名にしたい！

2 こんなに強い、商標のちから!

単なる理想？ 机上の空論？

いえいえ、**現実です!**

消費者は、時には無意識かもしれませんが、商標を通じて自分の購入したい商品やサービスを判断しています。そして、消費者が感じた商品・サービスへの信頼感や好感が商標に蓄積されていきます。その結果、「商標のちから」はぐんぐん強くなっていく！
モノやサービスが溢れるこの時代、商標の果たす役割はますます大きくなっていきます!!

会社の評判はあがり……
他の商品の注目度もUP!

あ、この会社って、
〇〇作ってる会社だよ！

名前を変えたら……
売上急増!

すぐに覚えてもらえる！
口コミで評判が広がる可能性も高い

〇〇って面白い名前の
商品、すごく良かったよ～

https://www.jpo.go.jp/support/example/document/trademark_guide2019/guide01.pdf

商標制度をとりまく現状 ⑦出願支援ガイド

- 特許庁は2021年8月、商標審査官が教える出願支援ガイド「商標出願ってどうやるの？」を発行。
- 初めて商標出願するユーザー向けに、拒絶されない商標出願をするためのポイントを分かりやすく解説。
- INPIT・普及支援課などと連携し、各種セミナーなどで積極的に周知。
- 2022年4月、料金改定、納付方法、ファストトラック審査サポートツールなど、最新情報を反映した第2版を発行。
- 2023年4月に、商品・役務サポートツールなど、最新情報を反映した第3版を発行。



出願支援ガイド「商標出願ってどうやるの？」

https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/shutugan_shien.pdf

1

数字で見る知財動向

2

特許庁の施策

(1)審査・審判

- ① 特許審査に関する施策
- ② 意匠審査に関する施策
- ③ 商標審査に関する施策
- ④ 審判に関する施策

(2)国際的取組

(3)中小・スタートアップ・大学支援

オンライン口頭審理

口頭審理に係る規定

- ✓ 無効審判（延長登録無効審判）及び商標登録取消審判の審理の方式は、原則口頭審理による
- ✓ 上記以外の審判、商標登録異議の申立て及び判定の審理の方式は、口頭審理によることも可能
- ✓ 審判長は、期日及び場所を定め、当事者などに対し期日の呼出しを行う
- ✓ 呼出しを受けた者は期日において指定された場所（審判廷）に出頭する
- ✓ 呼出しを受けた者が正当な理由がないのに出頭しないときは、10万円以下の過料に処される

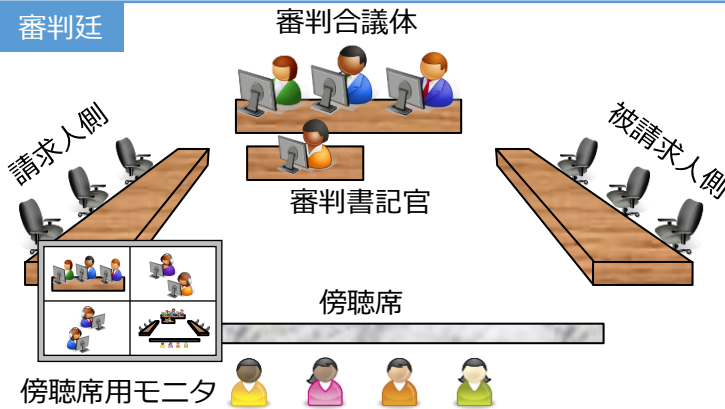
令和3年
法改正

新型コロナウイルス感染症の状況に影響されずに口頭審理を開催可能にするとともに、デジタル化などの社会構造の変化に対応するため、**審判長の判断で、審判廷に出頭することなく、当事者などがウェブ会議システムを通じて口頭審理に関与できるように。**

オンライン出頭する請求人など
（会議室などの通話先）



審判廷



オンライン出頭する被請求人など
（会議室などの通話先）



※ オンライン口頭審理においても、審判合議体、審判書記官、傍聴人は、審判廷に出廷します。

- 審判長は、全当事者などの同意を得た上で、当事者の関係者に対する動画配信（オンライン配信）を認めることが可能
- オンライン出頭は、1当事者あたり4名（通話先は3拠点）までが目安
- オンライン配信は、1当事者あたり2拠点（1拠点あたり2～3名）までが目安
- 2021年10月（運用開始）～2023年3月のオンライン口頭審理は95件（調書作成ベース；口頭審理全体の70%）



1

数字で見る知財動向

2

特許庁の施策

(1)審査・審判

- ① 特許審査に関する施策
- ② 意匠審査に関する施策
- ③ 商標審査に関する施策
- ④ 審判に関する施策

(2)国際的取組

(3)中小・スタートアップ・大学支援

海外での早期権利化

特許審査ハイウェイ（PPH: Patent Prosecution Highway）

- ◆ 審査待ち期間「**短縮**」（例：通常の出願に比べ、約**71%短縮**（米国））
特許率 「**向上**」（例：通常出願 約**81%** ⇒ PPH 約**89%**（米国））
- ◆ 日本起点のPPHを活用することで、グローバルポートフォリオを迅速に構築。
- ◆ 2021年にフランスと**世界で初めて**PPHを開始。

世界最速・最高品質の特許審査



例) ウェアラブル心拍計

PPH申請
(44庁※)



グローバルポートフォリオの 迅速な構築



国際審査協力 ～グローバルに質の高い権利取得支援～

- ◆ **国際審査協力**・・・海外特許庁と**相互に**特許審査官を**派遣**し、審査実務の調和の推進、日本の審査実務の普及・浸透を促すことにより、我が国企業が海外において**円滑かつ予見性高く**特許権を取得することを支援。

審査実務の調和の推進

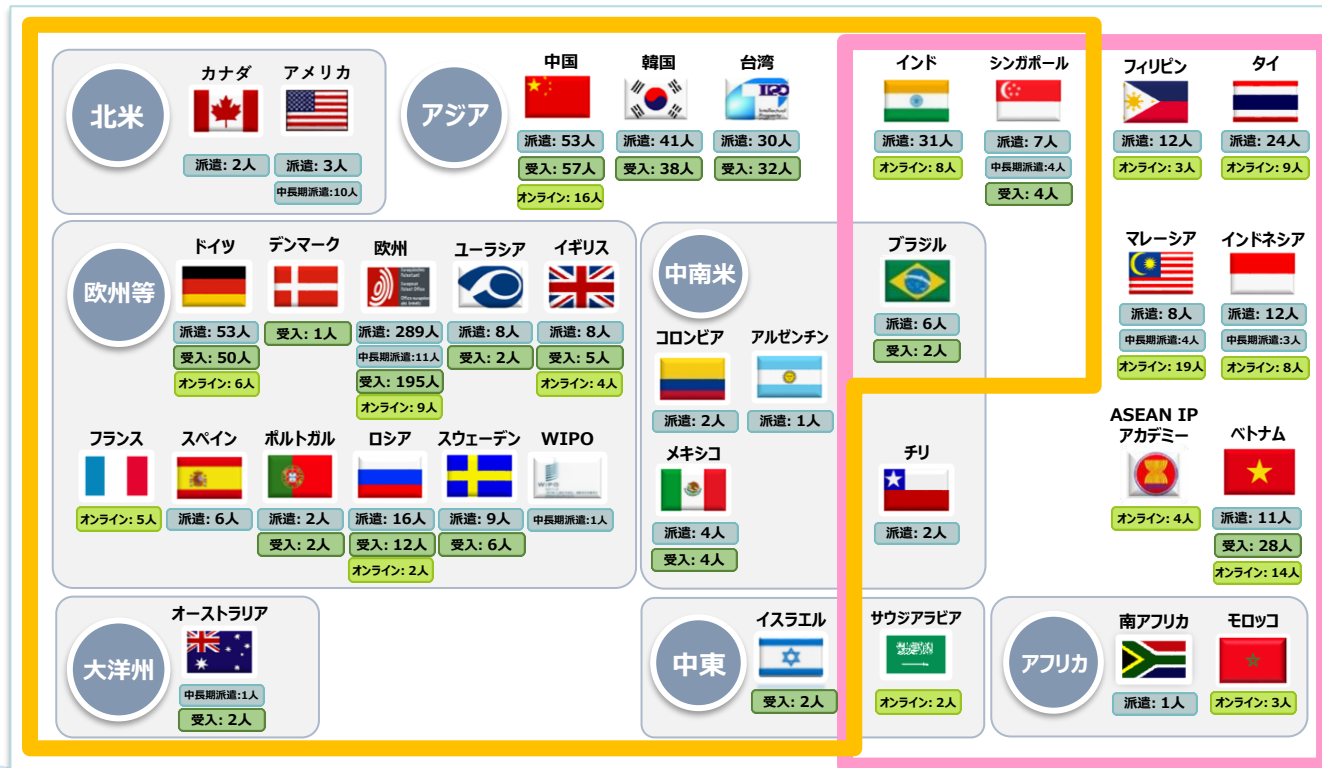
実際の出願についての特許要件などを海外審査官と議論（審査官協議）

日本の審査実務の普及・浸透

JPO審査官（国際研修指導教官）による研修を通じた海外審査官の審査能力向上支援
https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/gpa_training/index.html

国際審査協力実績（2000年4月から2023年6月末までの延べ人数）

※多数国に対する研修などは除く



国際審査協力の機会において、**海外知財庁の特許審査実務に関する我が国企業からの要望・関心事項***に関する情報収集を実施。

* 例えば、

- (ア) 海外知財庁に対して確認を希望する事項（制度の運用、審査に関する不明点など）
- (イ) 海外知財制度に関する要望
- (ウ) 特許庁の海外知財庁への協力を希望する事項（知財制度構築支援の重点事項など）



国際的な特許制度・運用の調和

国際的な特許制度・運用の調和に向けた議論の推進

- ◆ 国内外での権利取得の円滑化のために、国際的な特許制度・運用の調和が重要。

B+会合（WIPO先進国メンバー（Group B）、EPC加盟国、欧州委員会、EPO、韓国）

- ・ 特許制度の実体的側面での調和を目指し、まずは先進国（WIPO先進国メンバーなど約50か国・機関）間で制度運用に関する共通の見解を得るべく議論。
- ・ 主に以下の4項目について議論を続けている。
 - （1） 新規性喪失の例外期間（グレースピリオド）
 - （2） 衝突出願（未公開先願）
 - （3） 先使用权
 - （4） 18ヶ月公開
- ・ 直近では2022年9月にバーチャル会合が開催され、日本を含む有志国が各国国内ユーザー団体を対象として実施した、ユーザー団体提案の特許制度調和パッケージに関するコンサルテーション結果が共有された。そして、結果の比較分析を有志国によって行うことが結論づけられた。
- ・ 2021年度から2022年度にかけて、JPOは、大学・中小企業・スタートアップを対象としたグレースピリオドに関する調査研究を実施し、報告した。

五庁（日米欧中韓：IP5）

- 世界の特許出願件数の約85%を占める日米欧中韓の五庁によって知的財産における世界的な取組をリードすべく、2007年より五庁長官会合を継続して開催。
- 直近では、2023年6月15日に第16回五庁長官会合を、USPTOのホストの下、米国のホノルルにおいて開催。前日6月14日には五庁長官・ユーザー会合を開催し、ユーザー団体とも意見交換を実施。（2024年は韓国・ソウル）
- 五庁は、特許分類改正、特許情報サービス改善、制度運用調和、審査結果の相互利用、特許統計データ提供などの課題について議論。

■ 第16回五庁長官会合の主な成果

➤ 気候変動問題への対応

気候変動問題に対する知財の役割と、当該分野における五庁の協力の在り方について議論し、グリーン技術に関する調査の実施を検討することを盛り込んだ共同声明を採択。

➤ AI関連発明に係る五庁の審査実務に関する資料収集

JPOがリードする、AI関連発明に係る五庁の審査実務に関する資料収集プロジェクトの成果物として、五庁の法律・審査基準・審査事例などをまとめた比較表の公開に合意。今後この表の詳細化について議論していくことにも合意。

➤ 五庁ビジョンステートメントの改訂

持続可能な未来に向けた新たな五庁ビジョンに合意。



五庁長官集合写真



五庁長官・ユーザー会合

意匠五庁（ID5）会合を通じた国際連携の強化

- 日米欧中韓の主要五庁が、意匠制度及びその実務に関する国際的な連携を強化・推進するための協力枠組として、2015年に意匠五庁（ID5）会合を創設し、意匠分野の国際協力が本格化。
- 2022年10月、欧州主催で第8回ID5年次会合を開催。メタバースなどの新技術による急速な環境変化に協力して対応すること、「相互運用性の強化」を進めることを新たなID5の活動目的として追加。2023年は韓国がホスト。

第8回ID5年次会合の主な成果

ID5ウェブサイト<<http://id-five.org/>>

① 既存の12の協力プロジェクトの議論

- 「新規性審査におけるインターネット情報の証拠性に関する研究」JPO/CNIPAリード
ID5初となる推奨実務文書※が採択され、公表に合意。
※知財庁やユーザーに対して、ID5として推奨する具体的な意匠に関する実務を文書化したもの。
- 「公表の延期」「意匠権侵害の救済」「保護期間」
最終報告書の公表に合意。

② 新たな4の協力プロジェクトの採択

- 「登録意匠に係る表示」JPO/USPTOリード
各庁における意匠登録表示制度の比較調査。
将来の五庁共通登録意匠マークの策定・運用導入も視野に入れる。
- 「メタバースにおけるデザイン保護」
- 「中小企業向けの図面表現に関するeラーニングプラットフォーム」
- 「意匠の評価」
意匠審査の新規性判断における意匠の認定などの比較調査。

③ 2022年ID5共同声明の採択、運営ガイドラインの「目的」の更新

④ ユーザーセッションの開催

ユーザーから手続のデジタル化への期待及び在宅勤務併用への課題に対する意見が発表。
ID5が進める協力プロジェクトについてユーザーとの意見交換を実施。



（下段写真提供：EUIPO/Nicolas Economou）

商標五庁（TM5）会合

- 商標五庁(TM5)会合は、日米欧中韓の商標五庁による国際的な協力を図り、商標が世界各国で適切に保護、活用される環境を整備することで企業のグローバルな事業活動を支援することを目的とする枠組み。現在17のプロジェクトを推進中。
- 2023年のTM5中間会合は、KIPOがホストを務め、5月15日にシンガポールで開催された。

プロジェクト

- ① 悪意の商標プロジェクト（日本）
- ② 商標審査をサポートするITツールプロジェクト（日本）
- ③ TM5ユーザー参画プロジェクト（日本&欧州）
- ④ TMビュー（欧州）
- ⑤ 共通統計指標（欧州）
- ⑥ IDリスト（米国）
- ⑦ 共通ステータス表示（米国）
- ⑧ 非伝統的商標へのインデックス付け（米国）
- ⑨ 詐欺的請求プロジェクト（米国）
- ⑩ TM5ウェブサイト（韓国）
- ⑪ 商標権侵害に対する意識啓発（韓国）
- ⑫ 共同コミュニケーション活動（欧州&韓国）
- ⑬ 商標アーカイブの管理又は活用（中国）
- ⑭ 異議及び審判手続を通じた商標保護（中国&欧州）
- ⑮ TM5各庁間の人材交流プロジェクト（欧州）
- ⑯ グリーンTM5（欧州） ※新規提案中
- ⑰ 仮想空間における商標（韓国） ※新規提案中



＜2023年 TM 5 中間会合の様子＞



審判分野の国際連携

- 知財司法分野における各国間の相互理解の促進、我が国ユーザーなどへの情報提供のため、特許庁、最高裁、知財高裁、法務省、日弁連、弁護士知財ネットとの共催で国際シンポジウムなどを開催
- 2022年度は、**日米欧の知財司法関係者を集めて「国際知財司法シンポジウム（JSIP）2022」を2022年10月27日～28日に開催**
- 2023年度は、**アジアの知財司法関係者を集めて「国際知財司法シンポジウム（JSIP）2023」を2023年10月17日～19日に開催**

国際知財司法シンポジウム(JSIP) 2022 ～日米欧における知的財産紛争解決～

10月27日（木） 裁判所パート

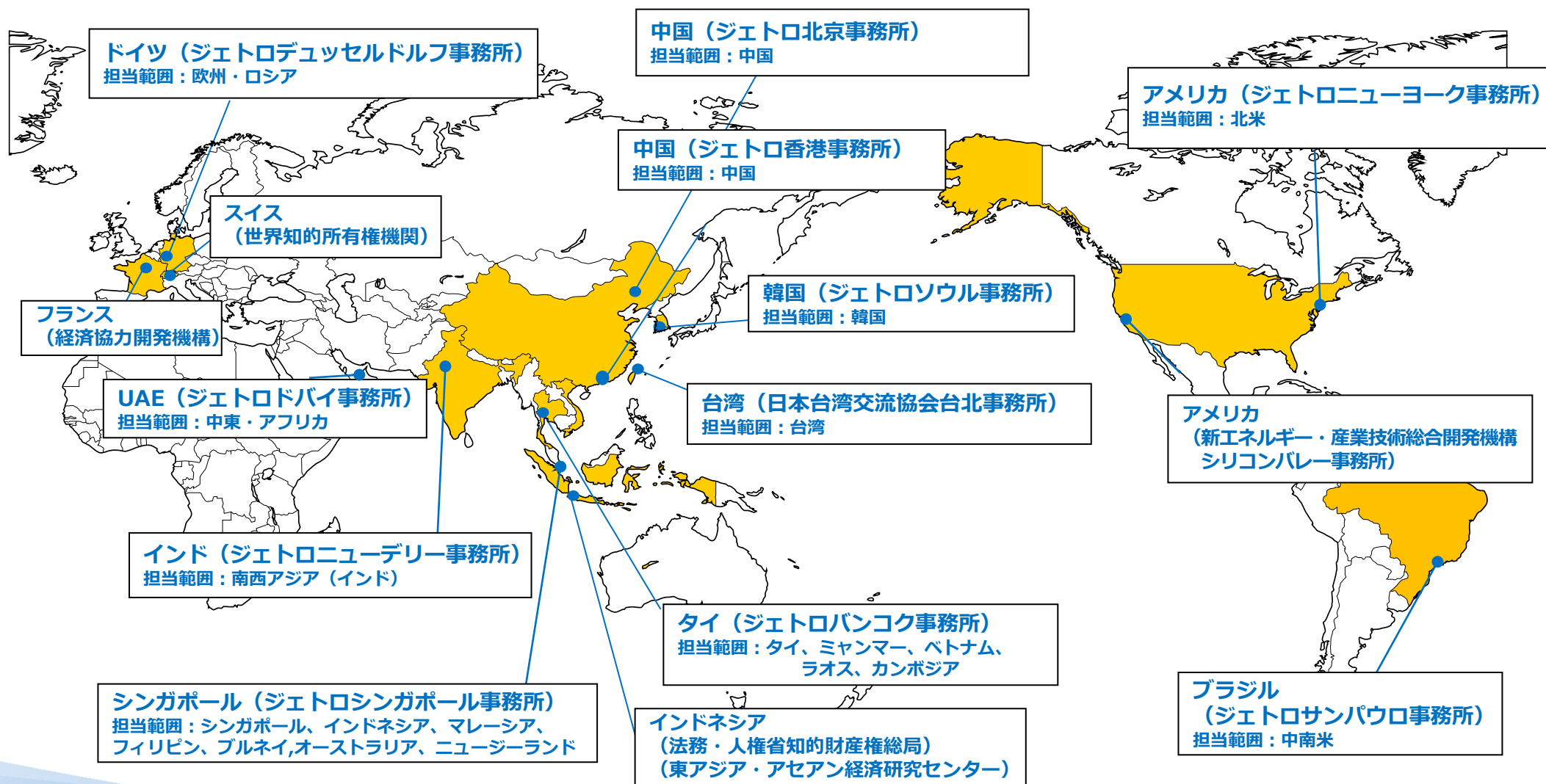
- ✓ 複数主体による特許権侵害の国際比較
- ✓ 民事紛争解決手続の多様化とその課題

10月28日（金） 特許庁パート

- ✓ 特許権に対する無効・異議制度の実情
- ✓ 仮想事例に基づく訂正要件判断の国際比較



特許庁の知財専門家を世界に配置



1

数字で見る知財動向

2

特許庁の施策

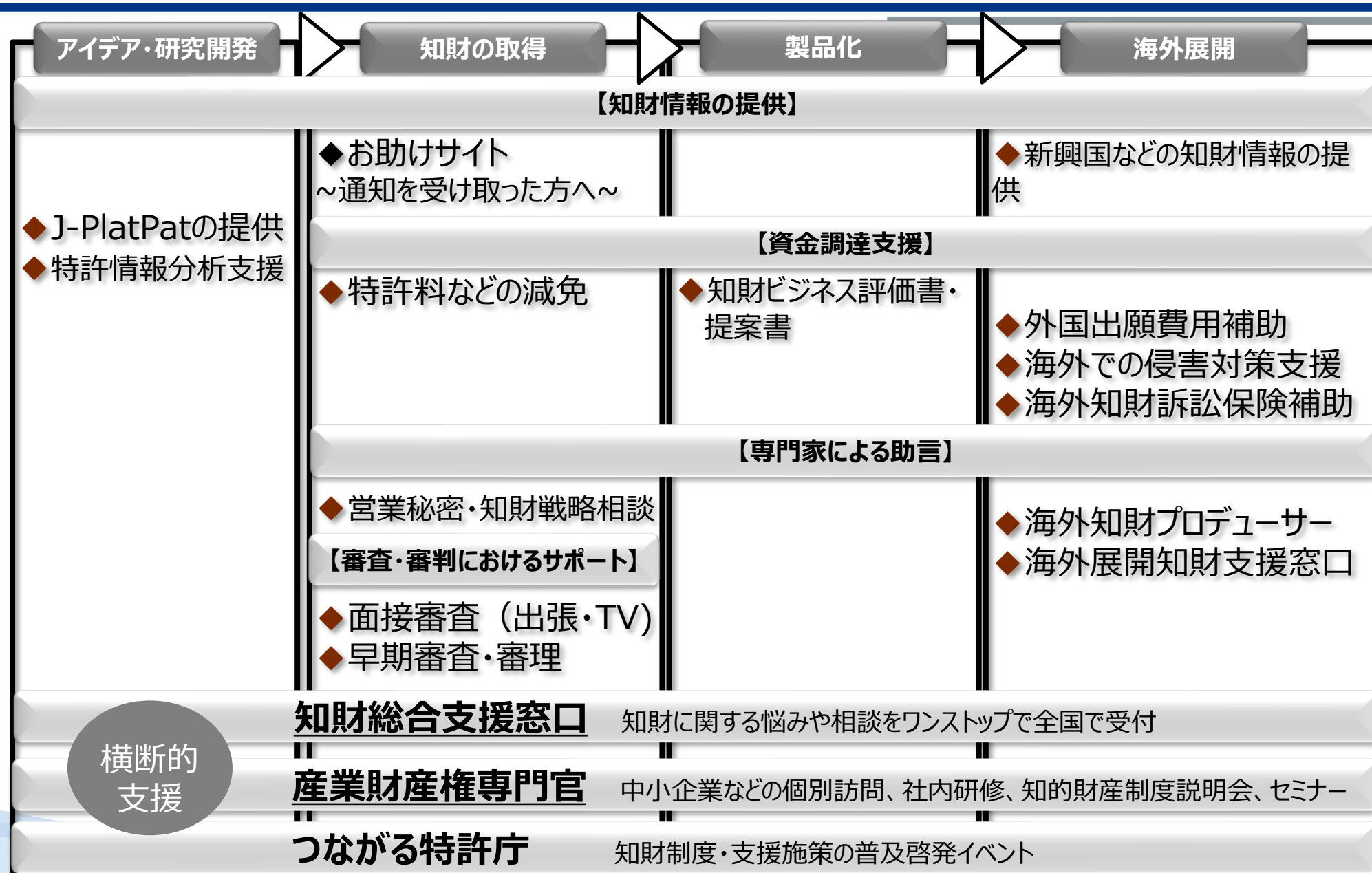
(1)審査・審判

- ① 特許審査に関する施策
- ② 意匠審査に関する施策
- ③ 商標審査に関する施策
- ④ 審判に関する施策

(2)国際的取組

(3)中小・スタートアップ・大学支援

中小企業支援施策俯瞰図



中小企業の料金軽減制度

特許庁に納付いただく
「出願審査請求料」
「特許料（第1年分から第10年分）」
「PCT国際出願に係る手数料」
が軽減されます。

証明書類の提出も必要なく、
簡単な手順で申請できます。

中小企業※の特許料金が**1/2**に

小規模企業※・中小スタートアップ企業※
の特許料金が**1/3**に

福島浜通りなどの中小企業の
特許料金が**1/4**に

詳しくは「2019年4月～中小企業等の料金減免制度のご案内」というパンフレットをご覧ください

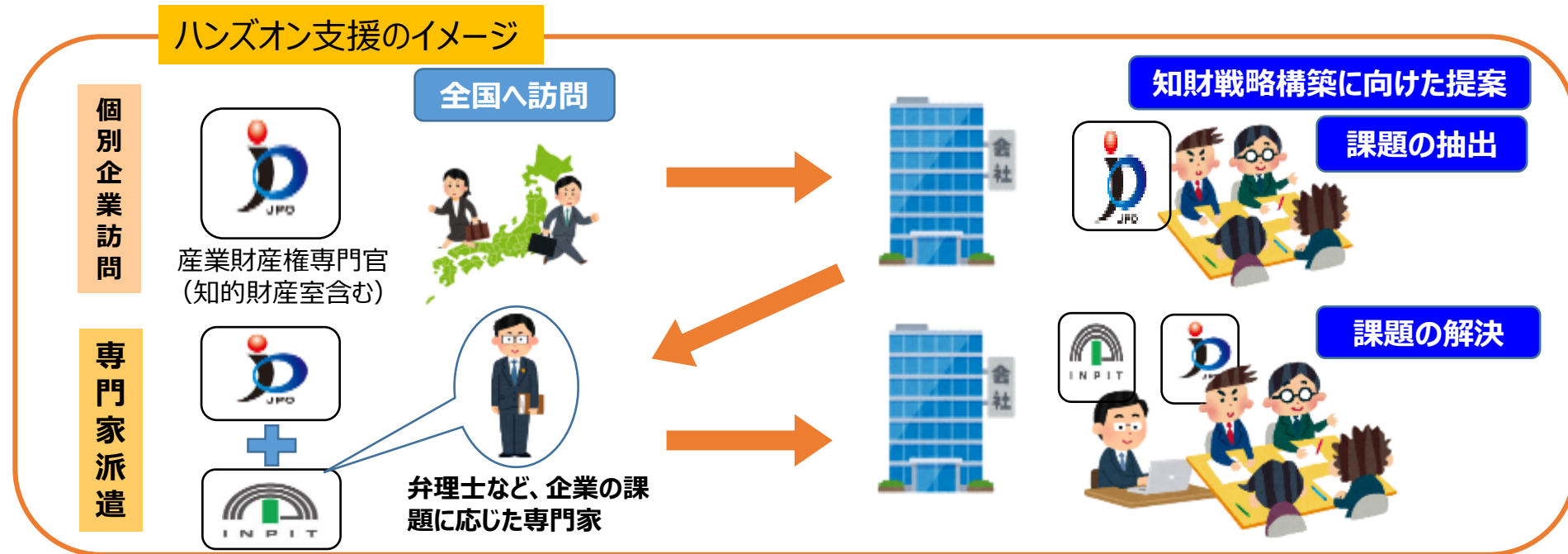
<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/document/index/leaflet.pdf>

料金軽減制度に関する
ご質問・ご相談は

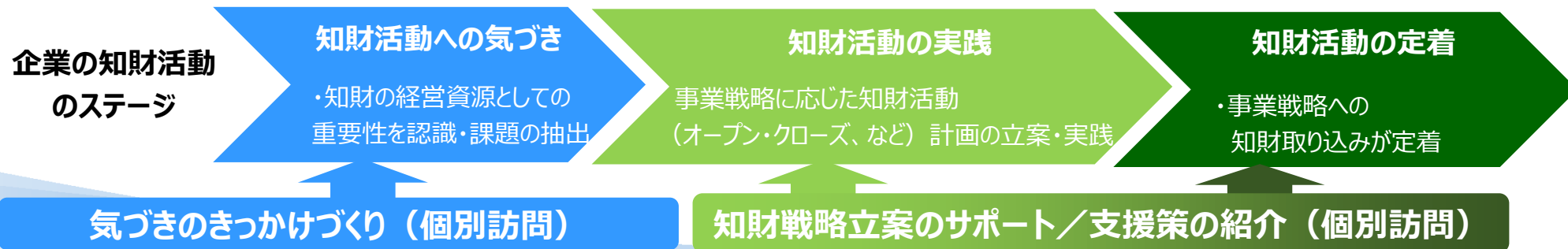
特許庁 総務部 総務課 調整班
03-3581-1101 内線2105
PA0260@jpo.go.jp

産業財産権専門官によるハンズオン支援

- 地域・**中小企業**の事業成長につながる知財戦略構築のため、**ハンズオン支援**を実施、知財の権利取得から戦略的活用までを見据えた中小企業などに対する包括的な支援を実施



知的財産活動が定着化するためのステージ



特許庁の中小企業向け支援メニューの紹介

特許庁ホームページ

<https://www.jpo.go.jp/support/chusho/index.html>



特許庁のホームページでも中小企業の皆様向けに知的財産の取組について目的別で紹介。

特許庁の中小企業向け知的財産支援策の紹介

知財に関する様々な支援策についてこれ1冊でまるごと！わかるカタログです。

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/panhu12.pdf>



アイディアなどを権利化したい方

取得した権利を活用したい方

さらに海外展開を目指す方

中小企業の方を顧客とする支援者の方

対象者別に支援メニューを幅広く掲載



その他、特許庁ホームページには、「特許庁各種パンフレット一覧」のページがあり、各種パンフレットを掲載。

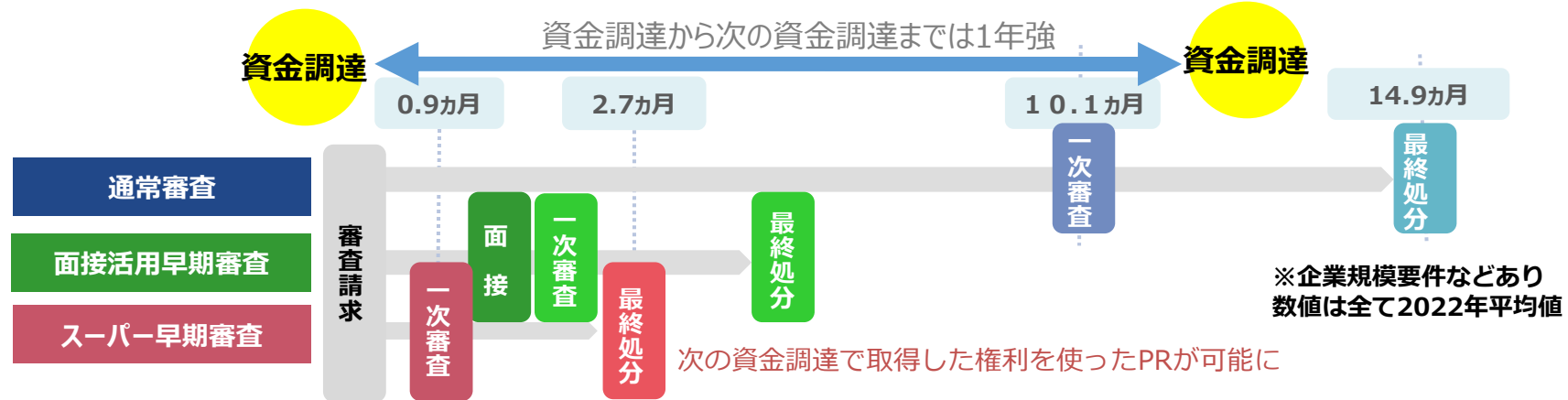
こちらからダウンロードができます。

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/panhu.html>

スタートアップ支援

スピード

- 権利取得の経験が少ないスタートアップに向けて、面接活用早期審査では、コミュニケーションを充実し、きめ細かなサポートを提供
- とにかく早く権利を取得したいというニーズには、スーパー早期審査で対応



料金減額

- スタートアップは料金が **1/3** !
 - 手続きを簡素化
- ※企業規模などの要件あり

(一例) 審査請求料・特許料
約45万円 (通常) → **約15万円** (軽減後)

✓計算上、出願審査手数料／特許料ともに請求項数を8と仮定
✓特許料は第1年分から第10年分として計算
✓2019年4月1日以降に審査請求をした場合は新減免制度が適用

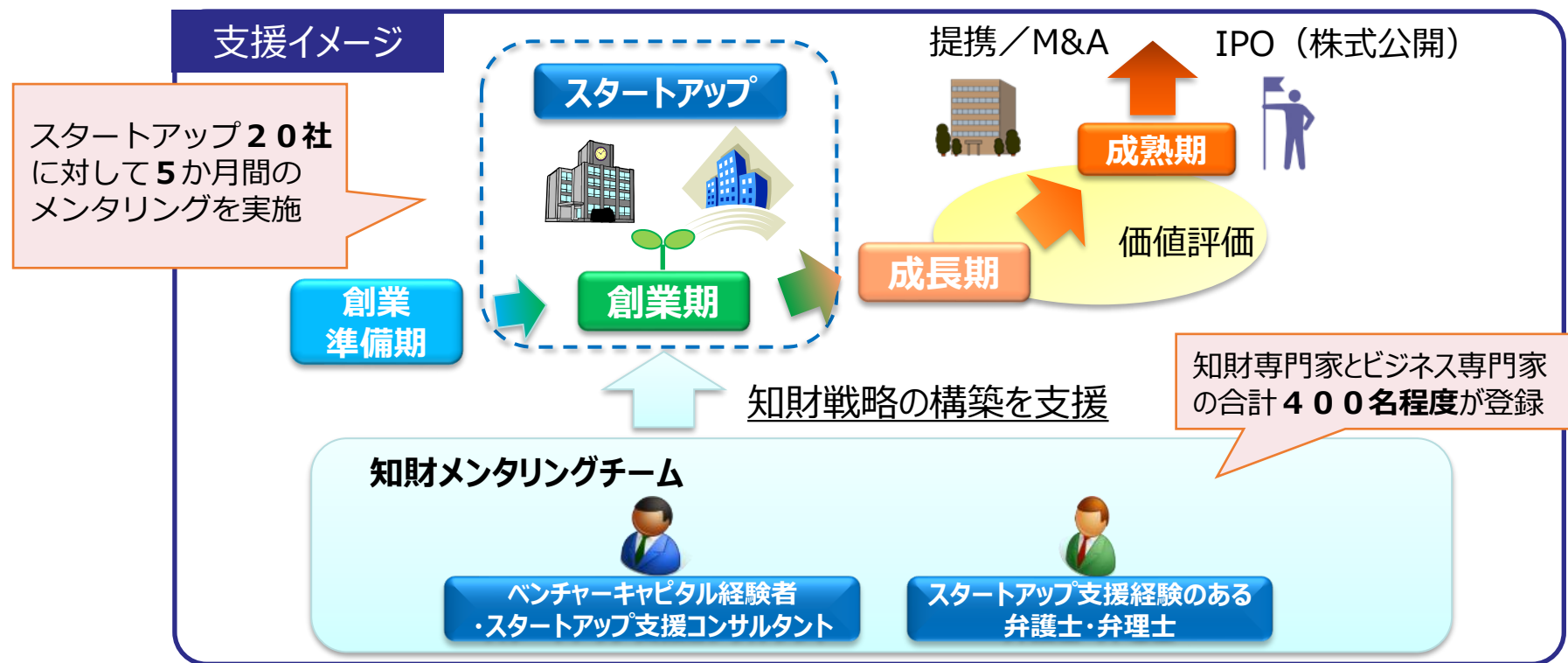
情報提供

- 知財ポータルサイト“IP BASE”において、インタビュー記事、事例集、勉強会などの情報を発信するとともに、知財専門家検索ページを提供。
- IP BASE主催セミナーの開催やSNSを通して、スタートアップコミュニティに知財の重要性を発信。



知財アクセラレーションプログラム (IPAS : IP Acceleration program for Startups)

- スタートアップに対し、**ビジネスの専門家と知財専門家**からなる**知財メンタリングチーム**が**適切なビジネスモデルの構築とビジネス戦略に連動した知財戦略の構築を支援**。
- チームとすることで、スタートアップ経営と知財が両方わかる専門家育成も期待。
- プログラムの広報を通じて、スタートアップコミュニティに知財を啓発。



IPASの詳細はこちら



知財マネジメント専門人材の派遣

- 研究機関など（大学、企業、研究開発コンソーシアムなど）に知財マネジメント専門人材を派遣し、知的財産権の積極的な活用を支援。

産業界のニーズ①

大学及び企業の双方が推進する産学連携プロジェクトの研究成果の社会実装を促進したい



産学連携・スタートアップアドバイザー

大学及び企業（スタートアップ含む）が、自ら保有する特許技術などを活用し**事業化を目指す産学連携プロジェクト**に対して、知的財産マネジメントを支援

* 17大学19プロジェクトに9名派遣（2023年7月現在）

産業界のニーズ②

研究機関などの革新的な技術を、頑強な権利で固めて事業化したい



知的財産プロデューサー

競争的な公的資金が投入された研究開発プロジェクトを推進する**大学・研究開発コンソーシアム**などに対して、知的財産の視点から、**事業化**を見据えた戦略の策定・実行を支援

* 50プロジェクトに25名派遣（2023年7月現在）

産業界のニーズ③

海外における事業展開が有利となるように、的確な権利を取得したい



海外知的財産プロデューサー

中小企業などに対して、**海外市場**における事業展開に適した権利保護・活用などの知財マネジメントの策定・実行を支援

* 支援回数627回（2022年度）

産業界のニーズ④

技術ノウハウやアイデアなどの秘密情報を適切に管理したい



知的財産戦略アドバイザー

中小企業などに対して、権利化／秘匿化の知財戦略策定や営業秘密レベルの企業情報の管理体制構築を支援

* 支援回数593回（2022年度）

知財戦略デザイナー派遣事業

- 産学連携及び特定技術分野の専門的な知見を有する知財戦略デザイナーを大学に派遣
- 知財戦略デザイナーとURAなどのチームが、研究者を直接訪問して、権利化されていない優れた研究成果を発掘し、研究段階から未来の権利の活用を見据えた知財戦略をデザイン
- 本事業全体を通して得られた知見やノウハウを広め、優れた研究成果の発掘、知財戦略に基づく更なる研究の発展や社会実装の推進に取り組む大学を支援
- 2022年度には、知財戦略デザイナー16名を22大学に派遣、2023年度には、16名を25大学に派遣中

事業イメージ

①研究者の個別訪問



大学研究者



研究者と一緒に議論

知財戦略デザイナーとURAなどによる

- 発明発掘
- 研究段階から権利活用を見据えた知的財産戦略のデザイン

②産学連携部門との連携



発掘した研究成果を、
産学連携部門が特許出願

③権利の活用



- 国プロなどの大型共同研究
- ライセンス契約
- 事業化、スタートアップ設立など

知財経営の実践に向けたコミュニケーションガイドブック

- 2023年4月公開の、経営層と知財部門が連携し企業価値を向上させるための方策をまとめた実践的な事例集。
- 主要なターゲットは、経営層、知財部門、経営企画部門、事業部門、研究開発部門。

事例集の特徴

- ① 巻頭のエグゼクティブサマリーで、知財経営の実践に向けた課題や解決方法のポイントをコンパクトに整理
- ② 知財経営を実践する企業4社の知財担当役員からヒアリングを行い、知財経営を実践する企業での知財部門の役割や、経営層と知財部門との情報共有の仕方を整理
- ③ 知財経営の実践に悩む企業における、**知財部門の役割についての意識変革**と、**経営層と知財部門のコミュニケーション強化**に向けた試行錯誤のプロセスを、仮想事例として6社分掲載
- ④ 知財経営の実践に向けて、自社の課題を確認するためのチェックリストを掲載



https://www.jpo.go.jp/support/example/chizai_kei_ei_guide.html

企業価値向上に資する知的財産活用事例集

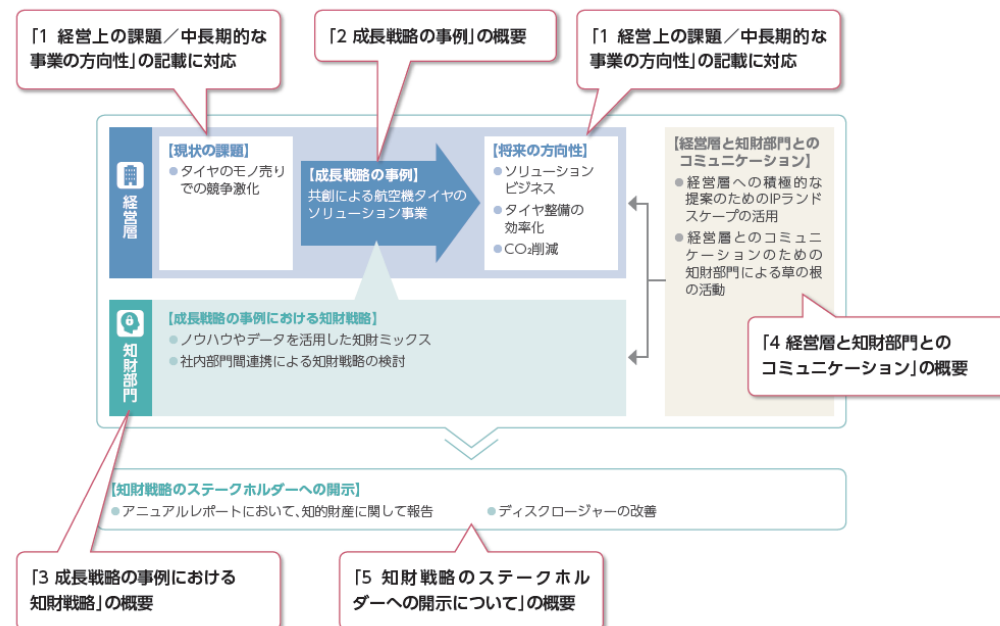
- 2022年5月公開の知財・無形資産を活用した経営戦略により企業価値向上に取り組んだ企業をまとめた事例集。
- 主要なターゲットは、経営層、知財部門、経営企画部門、IR部門、広報部門。

事例集の特徴

- ① 知財部門と経営層とのコミュニケーション、投資家などのステークホルダーに対する知財情報の開示の内容にフォーカス。
- ② 国内企業20社の取組を5つの項目に整理し、各事例には5つの項目をまとめた事例の全体像を示す概念図（右下図）を一部の事例を除いて掲載。
- ③ 巻頭には掲載事例全体の内容を整理したエグゼクティブサマリーを設け、一読することで目的に応じて事例を探索することが可能。



企業価値向上に資する知的財産活用事例集
～無形資産を活用した経営戦略の実践に向けて～
✓ 2022年5月電子版公開（冊子版は6月刊行）



https://www.jpo.go.jp/support/example/chizai_senryaku_2022.html

新事業創造に資する知財戦略事例集

- 2021年4月公開の共創（Co-creation）による新事業創造と知財戦略の連携に関する事例集。
- 主要なターゲットは、経営層、新事業創造部門、事業部門（特に事業創造関係者）、知財部門。

事例集の特徴

- ① Co-creationによる事業創造の全体像を俯瞰し、経営層・新事業開発・知財の各立場における「**悩みや課題**」にフォーカス。
- ② 新事業創造における知財戦略実践への「アプローチ」及び「環境整備」と、事業創造プロセスにおける「知財戦略の実践」の2章立て
- ③ 国内外12社の多様な取組を事例としてコンパクトに掲載（1事例当たりA4版1ページ）。
- ④ 事例が探しやすいように、読者別の索引に加え、部門や立場にありがちな“よくある悩み”別の索引も用意。



創造に資する知財戦略事例集
～「共創の知新事業財戦略」実践に向けた取り組みと課題～
✓ 2021年4月電子版公開（冊子版は6月下旬刊行）

https://www.jpo.go.jp/support/example/chizai_senryaku_2021.html



経営戦略と知財戦略との事例集

- 経営課題を解決するための具体的な知財戦略をまとめた事例集。
- ターゲットは、経営層（知財担当役員、経営企画担当役員）、知財部長、知財戦略担当者。

事例集（左）の特徴

- ① 海外企業6社、国内企業17社の全事例を社名入りで掲載。
- ② 各社の知財戦略の詳細を掲載（1事例当たりA5版6～10ページ程度）。
- ① 事例ページに写真や説明図を多数掲載し、読みやすさを重視。
- ② 各事例を経営戦略視点（経営課題別）と知財戦略視点（知財活動別）から見て分類し、読者の利用シーンに応じた事例検索を容易に。



【実践事例集】
2020年6月発行
各社の知財戦略の詳細を掲載
（1事例当たりA5版6～10ページ）



https://www.jpo.go.jp/support/example/chizai_senryaku_2020.html

https://www.jpo.go.jp/support/example/keiei_senryaku_2019.html



【知財戦略事例集】
2019年6月発行
各社の知財戦略の概要を掲載
（1事例当たりA4版1ページ）



ありがとうございました

特許庁

